

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## 第8回会合議事録

1. 日時 平成25年11月28日(木) 14:00~17:06

2. 場所 食品安全委員会中会議室

### 3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) 平成25年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- (5) 平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (6) その他

### 4. 出席者

(委員)

川西座長、有路専門委員、石川専門委員、大瀧専門委員、大西専門委員、  
鬼武専門委員、神村専門委員、藏内専門委員、小出専門委員、河野専門委員、  
迫専門委員、鈴木専門委員、高岡専門委員、竹原専門委員、田崎専門委員、  
民野専門委員、坪田専門委員、局専門委員、戸部専門委員、中本専門委員、  
夏目専門委員、藤原専門委員、松谷専門委員、宮野専門委員、山田専門委員、  
山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

横田専門参考人

(食品安全委員会委員)

熊谷委員長、佐藤委員、上安平委員、三森委員

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、  
山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、野ロリスクコミュニケーション官、  
前田上席評価調整官、池田評価情報分析官

## 5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品安全委員会専門調査会運営規程
- 資料 1 - 2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料 1 - 3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書
- 資料 1 - 4 平成 25 年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール
- 資料 2 平成 25 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について  
(案)
- 資料 3 - 1 平成 25 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー
- 資料 3 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 3 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 3 - 4 これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について
- 資料 3 - 5 平成 25 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について  
(案)

## 6. 議事内容

○山本総務課長 それでは定刻になりましたので、ただ今から第8回企画等専門調査会を開催いたします。

事務局総務課長の山本と申します。座長が選出されるまでの間、私が議事を進行いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

このたび10月1日付をもちまして、各専門調査会の専門委員の先生方の改選が行われました。本日は改選後の最初の会合に当たります。まず初めに熊谷食品安全委員会委員長より挨拶をいたします。

○熊谷委員長 この度は御多忙の折、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に内閣総理大臣から、平成25年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員が所属する専門調査会は、委員長が指名することになっておりまして、皆様方を企画等専門調査会に所属する専門委員として指名いたしました。皆様方のすぐれた御見識を食品安全委員会の運営に生かしていただけるということになり、大変心強く思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

食品安全委員会は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施することを目的として平成15年7月に設置されたリスク評価機関であります。原則として毎週委員会会合を開催し、私を含めまして7名の委員によりさまざまな案件を審議しております。また、食品安全基本法に基づき専門事項の審議を行うため、12の専門調査会を委員会の下に設けており、この企画等専門調査会もその一つであります。

この企画等専門調査会は、平成23年10月に、それまでの企画、リスクコミュニケーション及び緊急時対応の3つの専門調査会を1つに統合してできた調査会です。食品安全委員会の全体の運営計画について御審議いただく専門調査会でありまして、最も重要な役割を担っております。そのほか、運営計画のフォローアップ、委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定、それからリスクコミュニケーション、緊急時対策のあり方など幅広い事項について御審議いただく予定になっております。

食のグローバル化が進む中、食品安全に関する国民の関心はますます高まっております。食品安全委員会に寄せる期待も大きくなっております。専門委員の皆様方には、食品安全委員会がその期待に応え、委員会の取組が国民に理解していただけるよう食品安全委員会のあり方、運営等について活発な御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本総務課長 ありがとうございます。

次に、本日席上に配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は10点でございます。資料1-1が食品安全委員会専門調査会運営規程、資料1-2が食品安全委員会における調査審議方法等について、資料1-3が「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書、資料1-4が平成25年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール、資料2が平成25年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について（案）、資料3-1が平成25年度「自ら評価」案件の決定までのフロー、資料3-2が企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方、資料3-3が食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項、資料3-4がこれまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について、資料3-5が平成25年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件候補について（案）でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

また、このほかに、資料3-5に関連して、鬼武専門委員から資料1点が提出されておりますので、御確認いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事に入ります。

まず、議事(1)の専門委員の紹介についてでございます。

私のほうから、お名前の五十音順に紹介いたしますので、皆様、一言ずつ1分以内で恐縮でございますけれども、自己紹介をお願いできればと思います。

まず、有路昌彦専門委員でございます。

○有路専門委員 近畿大学の有路と申します。

私の専門は、食品関係の経済分析が中心なのですが、リスクコミュニケーションの効果の検証ということでは、認知が正確になることによって効果的にリスクコミュニケーションが行われているかどうかというのを検証しながら、手法を特定するというのを研究しております。そういうこともありますので、企画等というふうにあります、リスクコミュニケーションの中身について手法とかやり方について意見をさせていただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

石川広己専門委員でございます。

○石川専門委員 日本医師会の常任理事をしております石川と申します。

私は、日本医師会内で国民生活安全委員会、そして環境保健委員会、そういったものをやっております。どうぞよろしく願いします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

大瀧直子専門委員でございます。

○大瀧専門委員 大瀧直子です。つくば市に住んでおります主婦でございます。

食品安全委員会には、平成 16 年から延べ 6 年間食品安全モニター、あとインターアプリター型のリスクコミュニケーターをさせていただいてまいっております。そもそものきっかけは、ごく一般の家庭の主婦をしておりますと、食の安全に関して科学的に正しいとは言えないであろう情報が話されている機会が多く、本当はどうなのかなというところで疑問を感じたことが始まりでございます。まだまだ勉強不足ですけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本総務課長 ありがとうございます。

大西由美専門委員でございます。

○大西専門委員 大西由美でございます。

私、タカキフードサービスパートナーズというアンデルセングループに所属しております。20 年以上、品質管理・品質保証を担当させていただいておりました。一方、20 年以上主婦もしております、現在今ホットスポットと言われている場所に住んでおります。広島出身ということもございまして、いろいろなリスクコミュニケーションを含めて興味がございまして一般公募させていただきました。今回このような機会をいただきまして、また勉強させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

鬼武一夫専門委員でございます。

○鬼武専門委員 日本生活協同組合連合会の鬼武と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、品質保証本部に所属しております、その中で商品の安全もしくは品質にかかわる国際的基準、国内の基準等についての調査をすることを業務としております。あわせて、2003 年以降、食品安全委員会ができましたし、そういう面ではいろいろな形で世の中にパブリックコメントを出したりするというのも私の業としております。よろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

神村裕子専門委員でございます。

○神村専門委員 山形市で内科クリニックで日々普通のかかりつけ医として診療しております神村と申します。

この場には、医師会の理事として日本医師会、石川常任理事と一緒にすけれども、国民生活安全対策委員会のほうに所属しておりまして、そちらからの関係で参りました。ほかに労働衛生コンサルタントの資格も持っておりまして、産業医としての仕事のほうが私は重点を置いてやっております。そういう意味で、食品製造の現場にもよく立ち入っております、食品関係についての興味はそういう形では持っております。よろしくお願いたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

川西徹専門委員でございます。

○川西専門委員 国立医薬品食品衛生研究所の川西と申します。よろしくお願いたします。

私どもの研究所は、医薬品、食品、食品添加物、生活環境中のいろいろな化学物質等の評価法の研究をしておりまして、私も大学院を出て以来、この研究所にずっとおりました。研究所では、前半は食品添加物、化学物質の安全性評価等々を担当して、ここ最近十数年間は医薬品の品質・安全性関係の仕事をやってまいりました。ここ数年また研究所の総合調整をやっている関係で、食品のことも親しみを持って関係するようになりました。よろしくお願いたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

藏内勇夫専門委員でございます。

○藏内専門委員 公益社団法人日本獣医師会会長を務めております藏内でございます。

私どもは、食環境の安全管理というのは最も大きな我々の役割であると思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

小出薫専門委員でございます。

○小出専門委員 現在、株式会社明治で常勤の顧問ということをやっています。

食品の安全に関しては、この6月までほぼ10年、いわゆる品質保証と、それからそれに関連する危機管理の責任者をやっていました。それと、酪農乳業会の国際的な業界団体で若干仕事もしておりまして、それに関連してコーデックスの栄養特殊用途食品と乳製品部会ではテクニカルアドバイザーというような形で関与させていただいたこともあります。企業の人間というのがあとサントリーさんと私だけかも——いわゆるメーカーですね——かもしれませんけれども、非常に腐りやすく、かつ赤ちゃんであるとかお年寄り向けのものが多いという点ではいろいろハンデを負っているメーカーの経験を少しはここで役に

立てたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○山本総務課長 どうもありがとうございました。

河野康子専門委員でございます。

○河野専門委員 こんにちは。一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長の河野と申します。

昨年9月からこの調査会にはお世話になっております。本日この会場を見回しまして、すごく大勢の方が集まっているなというふうに思いました。やはり食品の安全ということを考えてときに、これだけのステーキホルダーの方がさまざまな立場から意見を言うことが大事なのだと改めて考えております。

私は消費者ですから、私たちが消費者が持つその不安に対して、食品安全委員会がリスクコミュニケーションを通じてどんなふうに応えてくださるか、その方策についてしっかりと議論に加わればいいかなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

迫和子専門委員でございます。

○迫専門委員 公益社団法人日本栄養士会の専務理事を務めております迫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日本栄養士会は、管理栄養士、栄養士という専門職からなる団体でございます。栄養、食生活の分野の専門職としてできるだけ意見を申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

鈴木春美専門委員でございます。

○鈴木専門委員 どうも皆さん、こんにちは。JA 全国女性組織協議会の理事ということでお世話になることになりました。

私は、家は群馬県なのですがけれども、群馬県のほうでマイタケというキノコの生産・販売を行っている者です。本当に私は農家のお母ちゃんというだけで、皆さんのように何も学識もなく、本当に JA の代表ということで本日に来させていただいているわけなのですが、皆さんと一緒にさまざまな勉強をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

高岡慎一郎専門委員でございます。

○高岡専門委員 一般社団法人日本フードサービス協会の副会長をやっております高岡と申します。

仕事のほうは飲食店をやっておりまして、人形町今半というすき焼き屋をやっております。最近、外食は偽装表示という非常に寂しい事件が続いておりますけれども、これは確かに悪意を持っている方もいるかもしれませんが、ほとんどが知識不足というところがありまして、その知識不足がなぜ起きているかという、新しい技術が次々とできて、新しいいろいろな魚の品種が見つかりながらも、それをどのように表示するかとか、どう扱うかといったものが各業者に任せっ放しになっていて、ちゃんと指針がないというのもひとつあるのかなという気がしております。ぜひ、外食産業の代表という形で今回招へいされておりますので、そういった中で、少しでも外食産業がお客様にとって非常に安心・安全な食品が提供できるような、そういった形で少しでもその一助ができればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

竹原智恵子専門委員でございます。

○竹原専門委員 皆様、初めまして、栃木県大田原市から参りました竹原智恵子と申します。

私は、ホルスタインの肥育をしている畜産農家です。牛肉というのは皆さん御存じのとおり、BSE に始まって口蹄疫やら、あとはセシウム問題や 0-157 や死亡事故が出たり、お客様から敬遠されることが多く、私は今日こういう食品安全委員会というものに参加させていただいて、畜産農家の立場からいろいろ学ばせていただきたいものもありますし、農家の周りの仲間たちにもちゃんと伝えていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

田崎達明専門委員でございます。

○田崎専門委員 東京都の食品監視課長の田崎でございます。

東京都は、全国でも大きな消費地ということで、さまざまな課題や案件を抱えております。そんな中で、この会の中でお話しできればと思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。



○山本総務課長 ありがとうございます。

民野摂子専門委員でございます。

○民野専門委員 こんにちは。京都から参りました民野摂子と申します。フリーランスの管理栄養士で野菜ソムリエでもあります。

生活者の方々から食品安全のことをよく聞かれることがあります。そのときにきっちりとした対応をしていくべきこの場でいろいろと勉強させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

坪田恵子専門委員でございます。

○坪田専門委員 サントリーお客様リレーション本部から参りました坪田恵子と申します。よろしく願いいたします。

ふだんは、弊社の製品に寄せられる、年間 10 万件くらいあるのですけれども、その声を分析して、それを製品に生かすという仕事をしております。最近、SNS でツイッターとかブログ、そういった声もととても多いですので、そのあたりの声を集めてリスク面、それからマーケティング面両方に使っているということになります。特に SNS はすごく反応も速いですし、本音も見えますし、ビッグデータではあるのですけれども、そのあたりと日々格闘しているのですけれども、この委員会でぜひ勉強させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○山本総務課長 どうもありがとうございます。

局博一専門委員でございます。

○局専門委員 東京大学で食の安全研究センターで現在、特任教授をやらせていただいております局博一です。どうぞよろしく願いいたします。

私のもともとの専門はどちらかというと実験系でして、いろいろな食品成分の健康影響評価といいますか、動物を使ったり細胞を使って、健康影響評価をするほうの人間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

戸部依子専門委員でございます。

○戸部専門委員 こんにちは。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の戸部と申します。よろしく願いいたします。

食品の安全性についてどう評価して、大切においしく食べるためには、何をどう伝えていくかというようなことを皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。人数が多い専門調査会ですので、ちょっと私は控え目なので、埋もれないように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○山本総務課長 どうもありがとうございました。

中本絵里専門委員でございます。

○中本専門委員 中本絵里でございます。私もフリーランスで管理栄養士をしております。

2年前にこちらの専門調査会のほうに一般公募としてお世話になりました。また今年もお世話になることになりました。主婦もしておりますので、ぜひ一般の国民としての意見を伝えていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

夏目智子専門委員でございます。

○夏目専門委員 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長の夏目でございます。

私どもの組織は、全国47都道府県プラス2政令指定都市の49団体で構成されております。したがって、地域に根差す消費者の声を食品の安全行政に生かすという役目も担っているかというふうに思います。切り取った情報ではなく、農場から食卓まで、川上から川下まで一貫したそういった情報提供ができるといいなと常日ごろ思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

藤原英憲専門委員でございます。

○藤原専門委員 公益社団法人日本薬剤師会の常務理事をさせていただいています藤原です。

主に私自身は薬局の経営であります。薬剤師会では地域保健、公衆衛生、それからいわゆるスポーツファーマストというアンチドーピングの関係だとか、また薬局・薬剤師とか、いろいろな委員会を担当させていただいています。特にサプリメント等の問題等も、ドーピングの問題にもかかってきていることもありますので、ぜひここで勉強させていただきたいと思っております。

○山本総務課長 ありがとうございます。

松谷和重専門委員でございます。

○松谷専門委員 松谷でございます。日本労働組合、いわゆる連合の副会長をしております。そういった立場で参加をさせていただいております。

連合には 54 の産業別組織が参加をしております、ここには括弧書きで書いていますように、日本食品関連産業労働組合総連合会、私の場合は食品関係の産別ということで、約 300 の労働組合が加盟している組織でございます。300 の中でも 13 の業種別に分かれておりまして、主に製造、先ほども話も出ておりましたように、第一次産業から第二次産業、さまざまな組織が加盟しているということでございます。初めての参加でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

宮野廣美専門委員でございます。

○宮野専門委員 埼玉県で薬局をやっております薬剤師の宮野と申します。

薬剤師会では地域保健、また日本医師会の石川先生、神村先生、迫先生には、国民生活安全対策委員会でもお世話になっております。

薬局薬剤師、調剤だけではなく、地域住民からさまざまな健康相談を受けることが多く、医薬品と食品だけではなく、食品という名のもと、医薬品と同じような機能を持ったものをいろいろ相談を受けております。また、学校薬剤師としまして給食の衛生面での点検、助言なども受けております。よろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

山田祥男専門委員でございます。

○山田専門委員 イトーヨーカドーで食品の品質管理をしております山田と申します。どうぞよろしく願いします。

前回、前々回に引き続き委員を務めさせていただいております。この 4 年間、幅広い分野の皆さんのお話をお聞きする中で、随分自分の仕事に役立つことが多かったのですが、自分の仕事に役立ってばかりでは仕方がありませんので、何とか皆さんのお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山本総務課長 ありがとうございます。

山本唯子専門委員でございます。

○山本専門委員 消費科学センターの山本と申します。よろしく願いいたします。

私は、消費者の目線ということで参加しておりますので、内容が余り難しくならない

ことを願っております。それから用語も、やはり一般の消費者がわかるような用語を使っただけであればとてもありがたいと思っております。先ほどの事前の説明会の中でも、リスクアナリシスという言葉が出てきたのですけれども、これは消費者のどれほどの方が理解するものかなと思ってちょっと聞いておりました。どうぞ余り上へ上へと行かずに、一般の消費者もわかるような会議にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山本総務課長 どうもありがとうございました。

渡邊治雄専門委員でございます。

○渡邊専門委員 国立感染症研究所の所長をしております渡邊です。よろしくお願いいたします。

食中毒を始め感染症全般に対する研究等に責務を負っております。よろしくお願いいたします。

○山本総務課長 どうもありがとうございました。

なお、本日は堀口専門委員、山根専門委員が欠席されております。

続きまして、本専門委員会は非常に多岐にわたる事項を調査審議することから、本日、農業工業会技術部部長の横田参考人にも御出席いただいておりますので、一言自己紹介をお願いできればと思います。

○横田専門参考人 農薬工業会のほうで技術関係、主に登録規制関係を担当しています横田です。

農薬工業会は、食安委のほうで評価を受けている農薬メーカーの関係団体というふうに御理解いただければいいかなと思います。前任のものに引き続きまして、メーカーサイドとして発言できればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○山本総務課長 どうもありがとうございました。

なお、本日は倉敷芸術科学大学学長の唐木専門参考人及び UA ゼンセン総合サービス部門事務局長の鈴木専門参考人が欠席されております。

また、先ほど熊谷委員長から御挨拶をいただきましたが、本日は、食品安全委員会から4人の委員に出席いただいておりますので、紹介をさせていただきます。

まず、企画等専門調査会主担当の熊谷委員長です。

○熊谷委員長 よろしく申し上げます。

○山本総務課長 続きまして、委員長代理の佐藤委員です。

- 佐藤委員 佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 続きまして、委員長代理の三森委員です。
- 三森委員 三森でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 上安平委員です。
- 上安平委員 上安平でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 最後に、事務局を紹介いたします。  
事務局長の姫田でございます。
- 姫田事務局長 事務局長の姫田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 事務局次長の本郷でございます。
- 本郷事務局次長 本郷でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 評価第一課長の磯部でございます。
- 磯部評価第一課長 磯部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 評価第二課長の山本でございます。
- 山本評価第二課長 山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 情報・勧告広報課長の植木でございます。
- 植木情報・勧告広報課長 植木でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本総務課長 リスクコミュニケーション官の野口でございます。
- 野口リスクコミュニケーション官 野口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本総務課長 上席評価調整官の前田でございます。

○前田上席評価調整官 前田でございます。よろしくお願いします。

○山本総務課長 評価情報分析官の池田でございます。

○池田評価情報分析官 池田でございます。よろしくお願いいたします。

○山本総務課長 それでは、自己紹介が終わりましたので、次に、議事(2)に進ませていただきます。専門調査会の運営等についてでございます。

お手元の資料の1-1から資料1-4を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、資料1-1をごらんいただければと思います。「食品安全委員会専門調査会運営規程」がございます。

第2条のところがございますように、委員会に、次のページがございます別表に掲げる専門調査会を設置するというようになっておりまして、この専門調査会は、専門委員により構成されるということがございます。専門調査会には座長を置き、この座長は、専門委員の互選によって選任していただくこととなります。また、座長に事故があるときに備えまして、座長が座長代理をあらかじめ指名することとされております。

それから、1枚おめくりいただきますと、各専門調査会の所掌事務が書いてございますけれども、皆様をお願いをしております企画等専門調査会は、委員会の活動に関する年間計画及び基本的事項等、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項、それから重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項についての調査審議を行うということございまして、食品安全委員会が行う活動につきまして横断的に御議論をいただく場というふうに考えていただければと思っております。

続きまして、資料1-2がございます「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

食品健康影響評価につきましては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づきまして、客観的かつ中立公正に行われなければならないというふうに規定されております。

この中立公正な評価の観点からは、例えば、この専門調査会における調査審議の対象となる食品であるとか、危害要因にかかる許認可等につきまして、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は、調査審議から除斥をすることにより中立性を確保するという対応をとらせていただいております。

具体的には2の(1)にございますような要件に該当するかどうかを確認書で確認をし、該当する場合は、その審議の時だけ退席をしていただいているところでございます。

この企画等専門調査会では、個別の評価案件を取り上げるということは、ほとんど考えられませんので、このような事態になることはほとんど想定されませんが、例えば、次の3ページの「確認書」にあるようにこの中の方々が、リスク管理機関における審議会の長という立場でそちらに就任される可能性等もごございますので、今回もサインをいただいておりますけど、必ず初回にこの事項に該当するかどうかの確認をとらせていただいております。

それから、資料1-3は皆様から確認をいただいたものについて第1回目の会合で資料としてお出ししております。この確認書を確認しましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいないということをご致します。毎回の調査会でも確認をさせていただきますが、記載事項に変更がある場合は再提出をしていただくということになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、1-4、年間スケジュールをごらんいただければと思います。平成25年度におきまして企画等専門調査会の調査審議が大まかにどういうスケジュール感で動いているかということを示したものでございます。

通常の年ですと、年間4回ほど開催しております。平成25年6月は、改選前の体制で開催済みでございます。ここでは前年度の運営計画に基づき、その実施状況のフォローアップを説明し、御意見をいただいております。それから、本日の議題の2つ目に上がっておりますが、自ら行う食品健康影響評価の案件候補の進め方について御議論をいただいたほか、25年度に行います緊急時対応訓練の骨子についても御意見をいただきました。

次に、年間スケジュールでは9月に「自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」が議題としてあがっておりますが、これは26年2月まで審議が続いていくものでございます。このたび10月1日付で大幅な委員交代がありましたので9月は開催しておりません。

この11月が新メンバーでの初回会合となりますが、本日2つの事項について審議をお願いしております。1つ目は、全体的に委員会活動を鳥瞰していただくという意味からも、本年度の運営計画に沿って前半の実施状況を御報告させていただきますので、それにつきまして御意見をいただきたいということをご致します。2つ目は、自ら行う評価の案件候補の選定について本日の資料をもとに第1回目の絞り込みをやっていただきまして、その後、特にこれとこれという形で案件を指定して少し詳細な資料を次回に出すよう御指示をいただきますならば、26年2月頃に第2回目の絞り込みについて御審議をいただければというふうに思っております。

26年2月では、そのほか平成26年度の運営計画について御意見をいただくほか、25年度の緊急時対応等の活動について御報告をさせていただきますので、それらも含めまして今後のあり方について御意見をいただきたいと考えております。

以上が年間のスケジュールでございまして、委員改選のある年ですと年間3回、改選のない年ですと4回ぐらいの頻度で開催しております。

以上でございますけれども、御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、説明しました内容について御確認をいただき、また御留意をいただきまして専門委員をお務めいただきたく存じます。

次に、議事(3)座長の選出についてでございます。

座長の選出につきましては、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされております。いかがでございましょうか。

**○藤原専門委員** 大変新参者で恐縮ではありますが、ぜひこの食品衛生等に非常に見識のあられる国立医薬品食品衛生研究所の所長であります川西先生を御推薦したいと思うのですが。

**○山本総務課長** ただ今藤原専門委員のほうから、川西専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同される方は拍手をお願いできればと思います。(拍手)

どうもありがとうございました。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に川西専門委員が互選されました。

それでは川西専門委員、座長席にお移りいただきたく思います。

それでは、川西座長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

**○川西座長** 国立医薬品食品衛生研究所の川西と申します。

この食品安全委員会、実は私、最近では密には関わっていないのですが、以前は、委員会の下働きとして食品添加物関係でいろいろなことをやらせていただいたことがあります。最近、研究所の総合調整をする中で、食品安全委員会は国民の食品にかかわる安全性評価というところでは非常に重大な役割を持っている委員会だというふうに認識しております。またこの企画等専門調査会は、食品安全委員会の全般的なことに関わる、これまた非常に重要な委員会だと認識しております。このたび、この委員会の司会進行、座長ということで非常に身の引き締まる思いでおりますが、いずれにしても、この委員会が適切に機能するという点については、委員の皆様活発な御発言、御討論、それが基本と思います。そういう意味で、これからくれぐれもよろしくお願いいたします。

以上です。どうもありがとうございます。

**○山本総務課長** ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代



理するとありますので、座長代理の指名をお願いいたします。また、これ以降の議事の進行は川西座長をお願いいたします。

○川西座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただ今事務局のほうから御説明がございました座長代理の指名についてですけれども、私からは、この委員会の御経験もあり、食品の安全性に関する見識という視点からも、代理としては局専門委員にお務めいただきたく指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。局先生、よろしいですね。

○局専門委員 私でどれくらいお役に立てるかわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。それでは、局専門委員を座長代理として指名させていただきます。

局座長代理から、せっかくですので一言、ご挨拶をいただければと思います。

○局専門委員 私、企画等のほうには確か4年前から関わらせていただいておりますけれども、本当にいろいろな分野の専門家の方、あるいは市民の方々の声を聞く機会がたくさんございまして、いつも感じますのは、非常にいつも活発というか議論が白熱してきて、本当に時間が何時間あっても足りないぐらいのとてもいい委員会だと思っております。先ほど座長の先生からも言われましたように、ぜひ活発な意見を皆さんで出して盛り上げていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、本日の議事に入らせていただきます。

それでは、本日の議事の4番目、平成25年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告についての審議を行いたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○山本総務課長 それでは、お手元の資料2に基づき御説明させていただきます。

「平成25年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」とあるものを1枚おめくりいただきますと、最初に目次がございます。

大きな柱としては、第1の重点事項から始まりまして、第2の委員会の運営全般、それから第9の国際協調の推進まで9本の柱で整理をさせていただいております。

整理の仕方としては、16ページまでは横長の表になっておりまして、一番左側に、あ

らかじめ決定いたしております 25 年度の運営計画を記載させていただいております。真ん中の欄は、4 月から 10 月 31 日までに実施した事項を記載しております。それから、右側の欄は今後の予定でございます。これが 16 ページまで続きますけれども、17 ページ以降は参考資料をつけており、とりわけ 29 ページから 44 ページはリスクコミュニケーションの実施状況として、どういう方々がお聞きになり、評価はどうなっているかも含めまして詳細に掲載しておりますので、こちらもお覧になりながらお聞きをいただければと思っております。

まず 1 ページ目から 2 ページ目にかけては総括的な事項でございますけれども、食品安全委員会は本年度の重点的な課題として 1 つ目は食品健康影響評価の着実な実施、2 つ目にリスクコミュニケーションの戦略的な実施、3 つ目に調査・研究の重点化、4 点目に緊急時対応の強化という 4 つの柱を掲げております。

これらの実施状況については、以下のページでより詳細な記載をいたしております。

まず、第 2 の委員会の運営全般でございますが、(1) の親会議につきましては、毎週定例で月曜日に開催することとしており、休日を除き原則開催をしております。4 月以降 10 月 31 日まで 24 回開催しております。

それから (2) の企画等専門調査会について、前回 6 月 20 日の開催を記載しております。

(3) のそれぞれの危害要因ごとに個々の評価を行います 11 の専門調査会は合計で 87 回開催しております。特に既存の専門調査会での審議が困難な課題であるとか、複数の専門調査会に審議内容がまたがる案件については、例えば、専門調査会に他の専門調査会の専門委員をお招きして調査を審議するとか、あるいは関係する専門調査会を合同で開催するといったような工夫を重ねながら開催をしております。

それから、3 ページの一番下にあります (5) のリスク管理機関との連携の確保では、関係府省連絡会議ということで、リスク管理官庁である消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省と、頻繁に意思疎通のための会合を重ねてきております。このほか、リスクコミュニケーション担当者、あるいは情報担当者ごとにも会合を頻繁に持って情報共有をいたしております。

4 ページ (7) 委員会設立 10 周年記念事業というところが今年のメインイベントでございますけれども、平成 15 年 7 月にこの委員会が設立され 7 月にちょうど 10 年を迎えたところでございます。このため、これを記念して「国際共同シンポジウム」を開催し、EFSA という欧州の食品安全機関、あるいは FSANZ という豪州・ニュージーランド食品基準機関のハイレベルの方々をお招きして食品健康影響評価の動向等を御紹介いただきながらパネルディスカッションを行いました。また、10 年史として、「10 年のあゆみ」という冊子を作成し、ホームページでも公開しました。

次に第 3 の評価の実施でございますけれども、評価案件の多くがリスク管理官庁である厚労省、農水省等からの評価要請に応じて評価を行うものでございます。これまで 10 年間で要請をいただいた案件数は 1,963 件、それに対し評価が終了した案件が 1,476 件と、

まだたまりがあるわけでございますけれども、特に本年度に評価依頼があった案件は 103 件、それに対し評価を終了した案件が 134 件ということで、評価をお返しするほうが多くなり、進捗度が上がってきております。この要因としては、今年の 5 月にこれまで評価を行う課は 1 課体制だったわけですが、これを 2 課に拡充するといった評価体制の強化を事務局組織の再編という形で行ってきておりますので、それも一つの要因であろうと考えております。

それから、新しい試みとしては、5 ページの (4)、農薬等の国際共同評価への参画でございます。今、農薬のリスク評価につきまして、国際的に共同した枠組みの中で各国が分担をして評価をするという仕組みができ上がりつつあります。日本もこれに参画をするという前提で、その準備会合に職員を派遣いたしました。

そのほか、評価ガイドラインの策定については、危害要因ごとの評価ガイドラインの策定を進めるということで、特に農薬関係で改善に向けた取組を進めてきております。

5 ページ下「自ら評価」を行う案件ということで、10 年間で 11 品目の「自ら評価」案件品目を選んできております。この 11 品目の中で評価終了という形で終わっておりますのが 4 品目でございます、残りの 7 品目の進捗状況について 5 ページから 6 ページにかけて記載をしております。

これについては、資料 3-4 に詳細を掲載しておりますけれども、ポイントだけ申し上げますと、①の食品中の鉛につきましては、専門調査会にワーキンググループを置いて調査審議を行ってきたところでございますが、一次報告の後でさらに新しい知見が必要だということで、今、知見を収集・整理中であるという段階でございます。それから、②の牛肉につきましては、評価対象国 15 カ国への質問書を投げまして、回答いただいた 13 カ国につきましては評価が終了しておりますが、残りの 2 カ国についてまだ回答がないので、終了までに至っていないという状況でございます。次に③、④のヒ素、オクラトキシン A につきましては、専門調査会での評価書案は取りまとめられまして、現在、パブリックコメントの募集をしているところでございます。

アルミニウムについては、まだ知見の収集中であり、次のアクリルアミドにつきましては、近々、専門調査会での調査審議に入る見通しでございます。

クドアは、昨年度末に選定されたものでございますけれども、本年 10 月の専門調査会で審議をスタートしております。

これらにつきましては、(3) の情報発信にありますけれども、評価結果についてはさまざまな形で情報発信をしており、さらに、「自ら評価」案件として選定されなかったものにつきましても、例えば、ファクトシートという形で作成してホームページに公開する、ハザード情報を随時更新するという形で一般への情報提供に努めているところでございます。

また、7 ページの下から第 4 の評価の結果に基づく施策の実施状況の監視として、厚労省、農水省、消費者庁に対しまして、私どもが評価して通知した結果についての実施状況

をお聞きしておりました、施策の実施までに長期間を要しているものにつきましては、特に委員会の場にお呼びをしてヒアリングをするという形で実施を促しております。

それから 8 ページ、食品安全モニターにつきましては、470 名の方に委嘱しまして、随時御意見をいただいたり、定例的に 2 月、8 月に意識調査という形で考えをお伺いする機会を設けております。

第 5 の調査・研究につきましては、優先すべき調査・研究課題を具体的に示した優先実施課題を毎年取りまとめまして、それに基づき研究課題の公募を行っております。また、調査・研究の中間段階で中間評価をしており、調査・研究が終了した案件につきましては、事後評価を実施いたしまして、その中の一部について成果発表会等を公開で開催するといった取組を記載しています。

10 ページ第 6 のリスクコミュニケーションの促進についてでございます。

これにつきましては、まず、食品の安全性に関する情報の積極的な提供としてホームページで重要なお知らせということで、BSE とかカンピロバクターとかバーベキュー、ハイキングでの食中毒予防のポイント、毒キノコによる食中毒予防のポイントといったようなテーマを取り上げて掲載しました。

また、メールマガジンにつきましては、1 万名の会員の方々に対しまして、原則毎週配信をしております。それから、新しい試みとして、実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&A などの読み物を主とした e-マガジン【読み物版】というのを新たに配信しました。

それから、11 ページの意見交換会につきましては、特にマスメディアの関係者をターゲットに、トランス脂肪酸、食中毒をテーマに意見交換会を開催しております。

また、消費者団体との意見交換会では、トランス脂肪酸及びメチル水銀をテーマに開催しました。

3 の (1) 意見交換会等の実施として、委員会の直接開催したものは 4 月 1 日から 10 月 31 日までで 25 回ということでございますけれども、単独での開催、関係省庁との共催、あるいは自治体との共催など、多様な形で開催をしております。

それから 12 ページになりますけれども、本年度の新しい試みとして、連続講座がございます。全 6 回、基本的には同じ方に受講していただくというもので、食品を科学する連続講座というのを企画いたしまして、親委員会の委員が持ち回りで講師を務めております。当初、募集枠 40 名を考えておりましたが、大変人気が高うございまして、倍以上の応募者数がございましたので、1 部、2 部と分けて、それぞれ 2 回ずつ同じテーマを開催しております。

それから、(4) の食の安全ダイヤルにつきましては、この 10 月 31 日までに一般消費者等から 468 件の御相談、お問い合わせを受け付けまして、その内容につきまして毎月委員会で報告をし、ホームページにも資料を掲載しております。

それから、13 ページの 5 では、委員会が直接開催します意見交換会以外に、地方公共団体が実施する意見交換会等に講師を派遣するという形でも対応いたしております。これ

までに 60 回、うち委員の派遣は 6 回でございます。

また、このページの下の方はお子さんを対象としたリスク活動について掲載をさせていただいております。

14 ページご覧いただければと思います。

第 7 の緊急事態への対処でございますが、本年度の上半期における案件といたしましては、米国、ニュージーランドにおいて発生したサルモネラ属菌による食中毒であるとか、あるいは豪州で製造された粉ミルクからボツリヌス菌と疑われる菌が検出した問題、これらにつきまして、食品安全委員会では情報を収集いたしまして、関係省庁に情報提供をしたということをご記載しております。

それから、緊急事態への対処体制の整備については、毎年、この企画等専門調査会で御議論をいただきますけれども、緊急時対応訓練計画を定めまして、これを踏まえ 4 月には緊急時対応手順研修やホームページ掲載研修、秋はメディア対応研修としてシナリオを決めてプレスリリース資料の作成や模擬記者会見を行うという実践的な研修を実施しております。

また、関係省庁と共同で、12 月に入りますけれども、これまでの緊急時対応体制の訓練が身につけているかというのを確認するための確認訓練を非通知のシナリオを与えて実施する予定でございます。

それから、第 8 でございますけれども、国内外の科学的情報について、毎日収集し、日報という形で整理し、関係機関とも共有しております。また、「隔週報」を作成し、「食品安全総合情報システム」にも登録することによって一般の方々にも情報提供しています。

15 ページの第 9 の国際協調の推進についてでございますが、(1) は国際会議等への委員、事務局職員の派遣状況について記載しております。

それから、(2) の海外の研究者等の招へいでは、7 月の 10 周年記念事業の際に、海外のリスク評価機関の方々をお呼びしたほか、先週になりますけれども、ヒ素に関するシンポジウムを開催し、オーストリア・グラーツ大学の教授も招へいいたしております。

このほか、海外の食品安全機関等の定期会合をやったり、海外への情報発信等を行っているわけですが、特に御紹介をさせていただきたいと思っておりますのは、この一番下の〇でございます。これまでも評価結果は英文等でホームページを通じて情報発信してきましたが、さらに踏み込んで、食品安全委員会の英文電子ジャーナルを創刊していこうということで準備を進め、11 月 20 日には創刊号をオンラインで発信いたしました。このジャーナルでは、レビューや原著論文、あるいは評価書の英訳を掲載しております。また、創刊号につきましては、冊子として紙媒体でも国内外の機関にお配りしたいと考えておりまして、12 月になるかと思っておりますけど、現在、準備中でございます。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項、これは平成 25 年度の運営計画の中間報告ということですから、既に半年以上経過し、あとは残りあと 4 カ月ということにもなります。一方この委員会の活動は今月からということで、なかなかタイミングとしてはうまく合っていないという部分はありますが、いずれにしても、ただ今の中間報告について何か御質問、それから御意見ございましたら、どうぞ、お願いいたします。いかがでしょうか。

**○有路専門委員** 初めて参加しますので、これまでの今年度の議論がどのような内容で行われたのかということは、この中間報告を見る限りという範囲しかわからないのですが、第 6 に意見があります。リスクコミュニケーションのところを見た感じでは、10 年前、リスクコミュニケーションの行政が始まったときの方法から見ると、かなり様変わりし、やる内容がなり増えているなどという感じはします。ただ戦略性というところを見ると、リスクに関する情報を正確にするという手法からあまり脱却していないというか、正しい情報をより多く消費者に適切に伝えるというところに特化されている。

何を申し上げたいかといいますと、情報の認知というところには、ポジティブな正しいものに対して、誤った情報を意図的あるいは意図的でない形でばらまいていく方々が一定数いることへの対応が十分でないと感じます。つまりゼロリスクシンドロームの方々も割合いる中で、こういったネガティブな情報の発生源に対するアプローチというところが必ずしも十分とやかかれていないのではないかと感じます。欧米等、特にカナダあるいはデンマークは、このあたりになってくると、そういう誤った情報の発生源の特定という作業をして、その発生源というものが意図的であるのかそうでないのかということ特定化して、意図的である場合というのは、ある程度影響を弱める手立てをする、要するに止めるということもしますし、意図的でない場合というのは、そういった発生源に対して直接的に説明を繰り返し正確に行います。このように手法を選ぶということがありますので、情報に関する流れというものを把握した上で、その属性に応じた適切な対応というものは一歩進んでやるべきではないかというように思います。

以上です。

**○川西座長** ありがとうございます。今の御意見について、これは事務局のほうから、よろしく申し上げます。

**○姫田事務局長** 貴重な御意見ありがとうございます。

私ども食品安全委員会のリスクコミュニケーションというのは、1 つは今、委員から御指摘があったように、まずリスク評価結果をきちっと伝える、これは最も基本的なものだと思っております。それともう一つ、ここには、食品安全委員会創立以来、これは厚生労働省や農林水産省とともにやってきていますけれども、今おっしゃったゼロリスクという

か、先ほども確かリスクアナリシスそのものについてのお話を私どものほうから新しい委員の方々にさせていただいたように、ああいうような内容のものをかなり丁寧に、かついろいろな機会にやる、お伝えするということが一つかなと思っております。それは、そういうことによって、やはり基本的なリスクアナリシスの考え方をお伝えして、役所ですの  
でなかなかネガティブなものに対して物申すというのはなかなか難しいので、ポジでこう  
いう正しいことを伝えていくということをやりたいと思います。

それともう一つ、今回の今年からの、先ほどからこの中にありますけど、連続講座みた  
いな形で、実際は消費者の方々、あるいは食品産業に従事されている方々がかなり来てい  
ただいておりますけど、いわゆる私どもの委員の6人が交代でリスクについてそれぞれの  
ハザードごとに、あるいは少し大きなハザードのグループについてお話をするというよう  
なこともやっていて、これを講座だけじゃなくて、講座ですと媒体が小さいので、それを  
今冊子にまとめるとか、あるいはそれをネットで配信するというようなことも今進めつつ  
あります。

まだまだそういう意味ではリスクコミュニケーション、いつもこの委員会では一番リス  
クコミュニケーションについての御議論が多いのですけれども、事務局の体制の中でやれ  
ることからやっていくということと、それから厚労省、農水省と連携しながらやっていく  
ということに引き続き努めてまいりたいと思っております。さらに御意見いただければ幸  
いだと思います。

○川西座長 有路先生、いかがでしょうか。

○有路専門委員 ネガティブな情報源が出ているところを叩くというふうなことというの  
は、当然、言論の自由はありますので、当然公的にはできないでしょう。しかし私が申し  
上げているのは叩くということではありません。誤った情報が世の中に供給され続けてい  
る状況の中で、やはり情報の流れというものが必ず存在しますので、流れないようにする  
ということを申しているのです。例えば、ある誤った情報の源があったものを二次的、三  
次的に利用していくメディア関係者さんとかが特定されるということは割合容易にできる  
ことですので、その情報がどこからどう流れるかという情報の流れる構造を特定をした上  
で、その流れを変えるということが可能であるし必要であると思うのです。言論を封鎖し  
たりとか、あるいは叩くということにはなりませんし、情報の流れを分析した上でより実  
践的かつ効果的なリスクコミュニケーションを行うことはできます。要は、情報の流れの  
プロファイリングだけは少なくともきちっとしていないと、ポジティブな情報だけを流し  
ていても、ネガティブな情報の流れで消されてしまいますし、風邪をひいたときの対症療  
法みたいな感じになってしまいますので、そこは十分に分析をされているのだったらいい  
のですけれども、まだしていないのだったら、そういうのは始めるべき段階にきているの  
だと思うのです。

○川西座長 はい、どうぞ。

○姫田事務局長 結構マスコミでもかなり十分じゃない情報が流れていることがあるので、我々、1 つは、いわゆる今言ったような連続講座のところ、それからメジャーな消費者団体さんとコンスタントに御議論させていただく。それとあわせてマスコミの、特に新聞やテレビの、いわゆる科学誌の方についてコンスタントに基本的な情報、あるいは間違っただころの情報について正しい情報をお伝えするというところに努めております。ただ、残念ながら、記者さんというのは大体1年から2年でお代わりになられるということで、御理解いただいたところでちょうど代わられるというようなこともあるかと思っておりますけれども、それは賽の河原の石積みのようなことはなりかねないのですが、やはりそれはコンスタントに、一番影響力が大きいところから間違っただ情報が誤って流れないようにというようなことも努めているところでございます。

○川西座長 ありがとうございます。これ、なかなか国がやっているということもあって難しいのは私自身もよく経験するところで、マスコミやネット等のネガティブな意見に対して表立っているいろいろな意見を言うというのは、なかなか実は公的なほうからはやりにくいものがあります。、個人的には反論する機会もきっとあるのだろうと思うのですが、公的な委員会からは反論しにくいというのはしばしば経験するところです。私は主に薬の問題に関わっていましたが、ここ最近、忸怩たる思いをしながらやっていた部分が非常にあって、今の有路先生の御意見、とてもありがたいことだと思いますが。はい、どうぞ。

○河野専門委員 関連してよろしいでしょうか。リスクコミュニケーションということで、本当にいわゆる不安に思わせる情報というのはあつと言う間に伝わって、いいほうの情報はなかなか伝わらないというのは世の常だと思いますし、これはメディアの方にどうふうな情報提供するかということにも関わっていると思うのですが、私は先ほどから御紹介いただいている12ページの連続講座に関しまして少し、実際私、昨日、第5回の「実は食べている自然界のメチル水銀」の講座も拝聴いたしまして、5回連続で受けている私からこの感想を含めて応援の発言をしたいというふうに思っています。

やはりなかなかリスクコミュニケーションのところで科学的な知見が一般の国民とか消費者のところには腑に落ちるといふ形、つまり信頼関係も含めて届くというのは本当に一朝一夕ではいかないことだといふふうに思っています。非常に時間がかかって、丁寧な丁寧な対応が必要だと思います。昨年と比べると今までとても難しいと感じていたメルマガの情報などに対して、非常に言葉を選んで、手法を選んで届けてくださるという、そういう委員会の努力というのは見えてきていると思います。e-マガジンでも読み物編で



すとか、それから今回あるリスクアナリシスに関する連続講座、まだ私の理解のレベルだと難しい内容もあります。でも、ここに参加していることによって、ああ、こういうふうになんか色々なことというのは決まってくるのだなということにはわかりますし、食品安全委員の先生方も、資料も工夫されていて、話の例えも非常に工夫されているなということを感じています。今年始まったばかりですので、これがこの後、100名ほどの参加者に対して種がまかれ、その参加しているところからまた新しい芽が生まれるような形になる。それから、次年度以降またさらに工夫を加えて、地道ですけれども、その食品の安全ということに関して、より私たちみんなの意識度レベルが上がるような形でやっていただければなというふうに思っています。少なくとも去年の今ごろ、このリスクコミュニケーションを話したときよりも工夫がされていて、前進しているなということを感じています。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

○迫専門委員 ありがとうございます。今、リスクコミュニケーションの部分でのお話がいろいろ出てまいりました。食品安全委員会として正しい情報、確実な情報を常に発信し続けるというのは非常に大事なことだと思いますし、それは一步一步進んできているところだと思います。

そういう中で、メディア等でさまざまな情報が発信されていきますが、そういうものの具体的な収集というところがどの程度されて、それがまた情報発信の中に反映されていくのかということについてお伺いしたいと1点思っています。

質問させていただく一つの理由が、これは石川先生のほうから後ほど補足していただければと思うのですが、日本医師会で国民生活安全委員会を開催されているわけですが、その中で、メディア情報等を集積していただいて、こんなことがどの時点で流れていると、いつも見させていただいております。現実はどういうものが流れていて、それが具体的に今情報提供している内容とどの程度差異があるのか、その辺もどこかで意見を集約しつつ進めることが必要ではないかというふうに思っているところだと思います。

以上です。

○川西座長 ただ今の点は、いかがでしょうか、事務局のほうで。

○植木情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課の植木でございますけれども、例えば、皆様方の組織でも、切り抜き等をやっていると思いますが、そういうことを私どももやっておりますし、情報は共有してございますし、あと食の安全ダイヤルというのがございまして、いろいろなお問い合わせがございまして、それにつきましても、こういうお問い合わせがあつて、こういうふうにご回答したよということを翌日には全員に周知をしまして、世

の中の風を常に感じるようにしてございます。

それから、これは一つの事例でございますけれども、約1年ぐらい前ですかね、フランスでの実験だと思っておりますけれども、遺伝子組換えトウモロコシの餌をやって、その結果、実験動物に影響が出たという論文が公表されて、その際、私ども食品安全委員会は、そもそもちょっと実験の組み立て方が十分ではないということをホームページに掲載した例もございますので、そういうことに科学的な知見から取り組んでいる事例はございます。以上でございます。

○川西座長 竹原委員、先ほど手を挙げられていたと思いますが、いかがでしょうか。

○竹原専門委員 竹原です。農家の立場からちょっと意見をさせていただきます。

12 ページ連続講座についてなのですが、とてもすばらしい講座だなと思ったのですが、まず、生産現場の農家というか、その私たちの意識というか、私の狭い周りの農家のことを申しますと、生産現場とお客様の求めているギャップが大きいなという感じがしまして、こういう連続講座を生産者向けにやっていただくということは可能なのでしょうか。

○川西座長 事務局、いかがでしょうか。

○姫田事務局長 幾つかの考え方があります。1 つは、生産者がどういうふうに安全な生産物をつくっていくかということについては、基本的に農林水産省のほうで、例えば家畜ですと、家畜の使用衛生管理基準、すなわち、家畜の病気を、どう伝染病を防ぐかということ、それからもう一つは、市場管理のガイドブックをつくってまして、これは消費者に安全な畜産物を届けるためのものをつくっております。それらを農林水産省のほうで、地域にそれぞれおろして、それで各県のほうの畜産課なんかでぎゅっとお話しさせていただいているところです。

もう一方で、いわゆる東京だけでやっているじゃないかということでございましたら、それは我々が各県と、あるいは市町村と協力して、私どもも県の要望を聞き、あるいは県に対し、こんなことあるよという、私どものメニューを出して、そして委員の、私どもの親委員だったり、あるいは私どものほうの担当の職員が行って、その場いろいろな御議論を、あるいは説明会をさせていただいておりますので、ただ、全国でやるほどの手勢がないので、やはり自治体と共同で連携を図りながらやっていっておりますし、やっていきたいと思っております。

○川西座長 それでは、山田委員、よろしくをお願いします。

○山田専門委員 具体的なことをお聞きしたいのですが、11 ページの第6の2番で、ト

ランス脂肪酸についてマスメディア関係者と意見交換をした。あるいは消費者団体との情報交換会をしたという記載があるのですが、このすぐ後、11月7日にFDAがトランス脂肪酸の使用を段階的に禁止すると発表したという新聞記事があったと思います。それに対して、当然食品安全委員会に何らかの問い合わせがあったと思うのですが、どういう対応をなさったのかを教えてくださいたいのですが。

○川西座長 事務局、いかがでしょうか。

○姫田事務局長 まず、残念ながら新聞報道は、FDAのパブリックコメントとは必ずしも整合性がとれておりません。FDAのパブリックコメントについては、水素添加をやっている、いわゆる工業的につくられたトランス脂肪酸についてであって、いわゆる天然ものについては特に言及していません。天然物の場合、トランス脂肪酸のリスクは非常に低いですから、工業的につくられたトランス脂肪酸について、今後、添加物として、アメリカではGRASと言っていますが、添加物としての認可を取り消すかどうかについてパブリックコメントしたのです。消費者、生産者あるいは業界の意見を聞きたいというパブリックコメントであって、禁止すると言ったわけじゃなくて、そういうことをしたらどう影響が出るかと、それは食品について、あるいは産業についても含めてどう影響が出るかということ聞いたところでございます。

私どものほうとしては、1つは、先ほど言った相談窓口のほうでそういう問い合わせについては、そういうようなお答えをさせていただいておりますし、あとマスメディアの方々にもそういうようなお話をさせていただいていると、今私が申し上げたようなお話をさせていただいているというのが現状でございます。

○山田専門委員 私もそのとおりだと思うのですが、FDAのパブコメと新聞発表の内容がかなり違っていることに対して、食品安全委員会がどんな対応をなさるかと思って見ていました。ところが確かにホームページの左上の一番トップに赤字でトランス脂肪酸に関する評価は移してはくれましたが、もっとあの発表に対してきちんとコメントすべきだったのではないのでしょうか。あの発表をお客様、一般消費者の方が見ると、トランス脂肪酸は怖いというイメージだけが残ると懸念しています。

○姫田事務局長 なかなかメディアとの関係を厳しく言われると厳しいのですけれども、やはりメディアには、ここ間違っているよと言うんじゃないくて、これが正しいよという出し方をやっていかないと長期的になかなかつきあえないというところがあります。ですから……

○山田専門委員 しかし食品安全委員会がどう言っているかは新聞に取り上げてもらえま

せんでしたよね。

○**姫田事務局長** そういのはなかなか取り上げていただけないというのが現状だと思っております。

○**山田専門委員** それは、そうだと思いますが。

○**川西座長** その点は私もよく経験するところです。間違っ記事流しても、後の訂正といっても、なかなか出してくれない、あるいは下のほうの小さいところに出てもほとんど伝わらないということが多くて、この辺はマスメディアの姿勢とか、なかなか難しいところはございますね。

○**姫田事務局長** やはりそういうときに訂正記事を書いていただくということじゃなくて、再度時間を置いて正しい記事を書いていただくように我々は努力したいということで、よりいい方向に向けていきたいと考えているところです。

○**川西座長** ありがとうございます。

○**夏目専門委員** 私自身の情報不足というところは念頭に置いていただいていたきたいのですが、今の説明資料7ページ、第4の食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視というところでございます。

食品安全委員会が専門家の方々が大変長い時間と労力をかけてリスク評価されるわけですから、そのリスク評価をやはり要請されたリスク管理機関が実際に施策に生かさないと本当に大変な御努力がなかなか無駄とは申しませんが、非常にそこに課題があるのかなというふうに感じるわけでございます。特に消費者にとりましては、リスク評価されたものがどういうふうにリスク管理されて実際の施策に反映されて、それが消費者にとってどういう利益になるかという観点で見ますと、調査対象のところは9分野62品目の結果を通知したのですが、9分野の177品目が、管理措置が講じられていなかったというような記載がございまして、こういったたくさんの品目のリスク管理措置がとられていないその要因というものをどこで、例えば委員の私が把握したらよろしいのでしょうか。例えば、きっとヒアリングなり書類提出なりで調査をしていらっしゃると思うのですが、例えば添加物の13品目のこの進捗状況というのは、こういう段階に今ある、全く手つかずであるとか、今検討中で、このところまで進捗しているのだというような情報をどこでいただいたらよろしいのでしょうか。質問です。

○**川西座長** 事務局、いかがでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 御質問ありがとうございます。

今の御指摘の点につきましては、実は、11月18日の食品安全委員会で私から食品安全委員会に説明をいたしまして、その場に、リスク管理機関である厚生労働省さんに来ていただきまして、遅れている理由について説明をいただいております。

この9分野177って結構多いようでございますけれども、新しい規制をつくる場合には、厚労省、農水省さんでもいろいろな審議会を経て、いろいろな手続がございますので、これが全てストップしているというわけではございませんが、3年間進捗がないというものもございました。進捗状況は11月18日の食品安全委員会、資料はホームページのほうに掲載されておりますし、後日、議事録も掲載されると思いますけれども、ストップしている案件について話を聞きましたら、いろいろな作物に使う農薬なのだけれども、ちょっと基準が厳しくなったが、各作物への割り振り方は今までの方法ではうまくいかないの、新しい方法に切り換えるとか、あるいは分析方法を検討しているのだけれども、なかなかうまくいかないというような説明があり、なるべく早くということをお願いをしております。あと、私どもはリスク評価機関ですけれども、リスク管理機関と日ごろコミュニケーションをとっていくということが非常に重要ですので、その辺も含めて、なるべく早く措置がなされるように取り組んでいるところでございます。

○姫田事務局長 追加で申し上げますと、基本的にリスク管理機関が、要するに、国民の健康に問題があるようなリスク管理の遅滞とかがあれば、私ども勧告権があるのでやりますけれども、今回の調査での現状あるいは現状の説明からいうと、健康に被害があるというようなレベルではなくて、ただ、それぞれのかなりのものは、いわゆるそれぞれの品目で暫定基準はあるのだけれども、その基準が、今度は私どものほうでつくったADIに落とすときに、業界と彼らとの調整がとれていない、あるいは分析方法、規制をかけるからには分析方法がないと規制がかけられませんので、それでその開発が進まないと規制かけられないというような状況ですので、必ずしもそれが遅滞していることによって国民の健康に影響が出るようなものではないということを御理解いただきたいと思います。

○川西座長 ちょっと確認なのですが、先ほど夏目委員が、どこを見れば、この9分野で177品目かわかりますかというようなことをお尋ねになったような気がしますが、それは食品安全委員会のホームページを見ると載っているということでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 ホームページの11月18日の月曜日の食品安全委員会のところに会議資料がございまして、資料1に掲載されてございますので、ご覧いただければわかるかと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○中本専門委員 少し戻りまして、第6のリスコミの促進のところ、先ほどもお話に上がっていましたメルマガ【読み物版】、すごくこれは私も読みやすくてよくなったと思っているのですが、少し参考資料の登録会員数を見てちょっと驚きました。10月末で100人、先ほどもメディアのほうで情報発信がされないというふうにおっしゃっていたのですが、そうなってくると、やはり自分のところで情報を発信していくしかないと思うのです。これに関して、今後も情報の充実に努めるというふうに書かれているのですが、この100名という数字をもっとアップさせていくような取組というのは今後この4カ月間でされていく御予定はないのでしょうか。

○川西座長 事務局、いかがでしょうか。

○野口リスクコミュニケーション官 確かに読み物版ということで御指摘、それは31ページのほうに、今、会員登録数とかございます。ウィークリー版ということで、全体としては1万名あるのですが、今年の初めから取り組み始めました読み物版ということでは、現在100名ということになっておりますので、こちらはまさしく一般の方にとってわかりやすい情報ということで始めた企画ですので、こちらがどんどんこれから広げていかなければならないなと思っておるところでございます、この読み物版の今の読者数の拡大といたしましては、関連省庁でもいろいろな食品関係のメルマガとか出しておりますので、それとの相互リンクとか、そういった形で、まずこういうものがあるよということを知っていただくというところを今重点的にやっているところでございます。これからもいろいろなやり方あると思いますので、いろいろ機会を捉えて宣伝していきたいと思えます。

○川西座長 はい、どうぞ。

○中本専門委員 ちなみに伺いたいのなのですが、今年度末ぐらいでこの登録数をどれぐらい目標にされているのでしょうか。すみません。

○川西座長 事務局、いかがでしょうか。

○野口リスクコミュニケーション官 そうですね、なかなか実数でこれぐらいというのはお答えしづらいところでございますが、できるだけ広げていきたいと考えておりますので、これからもまた宣伝に努めていきたいと思っております。

○**姫田事務局長** それと少し追加で、ウィークリー版をとった方は読み物版もあわせてとっているということなので、要するに、ウィークリー版はどちらかというと、やや専門家の方々にリスク評価結果とかそういうものをお送りするという意味でウィークリー版になっております。ウィークリー版をとっている人には、当然読み物版も行くこととしており、読み物版はあわせて9,750です。読み物版というのは、ウィークリー版を消費者の方々からウィークリー版のやつ要らないわよと言われた方々がいらっしゃって、それで毎週そういう評価とかがいってはいれななので、そのために読み物版だけでいいよと言ってくる方、特に消費者を対象に別途出しておるものです。ですから、これは読み物版を読んでおられる方が113人じゃなくて、9,750名でございます。

○**中本専門委員** ありがとうございます。

○**川西座長** 藤原委員、よろしいですか。

○**藤原専門委員** 私もあまりこの辺は詳しくないのですが、いわゆる都道府県で衛生研究所というところがあって、そこではいろいろなこういうことも同じテーマを幾つか上げて毎年第三者評価をしながら研究をして、それをまた地域住民に広報しているというような実態があると思うのですが、やはり地域住民にはなかなかそういう広報が伝わりにくいというのが常に問題、課題でありまして、せつかくこういう部分で食品安全委員会、こういう会でしっかりしたものが情報があるのであれば、都道府県をもう少し活用するということはされているかどうかということをお聞きしたいのですが。

○**川西座長** 事務局、いかがでしょうか。

○**野口リスクコミュニケーション官** 都道府県の方とも定期的に年2回ではございますけれども、勉強会、情報連絡会という形で開催いたしまして、我々からの情報を積極的に出しているところでございます。もちろんそれと加えまして、先ほどの説明の中でもありましたけど、都道府県の方と共催する形でリスクミ、我々のほうが出向いて行って地域でやるリスクミというのもやっておるところでございます。

○**川西座長** そのほか。

○**大瀧専門委員** 食品安全委員会、正しい情報を出し続けるということがとても大事だと思います。

私は一般消費者に正しい情報をどのように出していったらいいのかということはずっと考えてやっけてきているのですけれども、今回のリスクアナリシス講座はとてもそのヒント

になりますし、これが正しい情報なのだとことを確信を持って情報伝達ができるということで、とても有意義な講座だと感心しております。

マスメディアとも意見交換会をしてくださっていますし、随分無駄な情報が出なくなってきたのではないかと感じておまして、非常に御苦労を感じております。

一方で、一般消費者に情報を出しておりますと、ネガティブな情報について、こんな情報があるのだけど、どうだろうかという質問が非常に多いのです。ですので、私はそのネガティブな情報についても知っておく必要があると思いますし、どういう情報が出ているかということをも自分なりに把握するようにしているつもりでおります。そのような情報を出しているのはメディアだけではなく一般の団体のようなところもあるようです。先日もお茶の農家さんなのですけれども、放射性物質は実際に測定して本当に出なくなっていますし、出荷制限も解除されているのに、まだ風評被害がおさまらないのだよねという話がありまして、実はこんな情報があるのだということを私あてにメールが送られてきました。食品安全委員会で何か言ってくれませんかというような意見もありまして、無責任な情報がやはり出てきているのは事実でありますし、非常にばかばかしい情報もあるのですけれども、情報源や内容について一緒に把握をしていただき、今までどおり世の中の風を感じていただけたらいいかなと思っています。

以上です。

**○川西座長** 誰か事務局のほうからコメントございますか。今まで議論の中で多分あったことで、表立って積極的な対応はなかなか難しいというのが先ほどの答えだったとは思いますが、なかなか難しい問題がそこにはあるというのは感じますけども。

有路委員、どうぞ。

**○有路専門委員** 皆さんの議論の中で1つ気になったと申しますか、思うところとして、やはり誤った情報が流れることに対して、受け身でいるわけにはいかないというところがあります。かといって表立って叩くということができないという事情もよく理解できます。だとするのであれば、少なくともやるべきは誤った情報が流れるよりも前に先手を打って正しい情報を流すということが非常に重要だと思うのですけれども、その意味では、いわゆるメールマガジンもそうですが、定期的な記者会見とかもそうでしょうが、メディア関係者との日々の付き合いというところが非常に重視されるのだらうと思います。私自身も多くのメディア関係者さんとは普段おつき合いをさせていただいていますが、そういう非常に知的水準が高いメディア関係者の方々というのは、役職がかわられても食の情報をずっと扱われていますので、そういう方に先手を打って情報を流すというのはひとつ効果的ではないかというふうに思います。

それに関連してなのですけれども、リスクコミュニケーションの戦略的な実施というところに書かれているのですが、全般的に見ると、戦術はわかるのだけれども、戦略がま



だできていないのではないかなという気がします。だから、リスクコミュニケーション戦略として考えるべきは、例を挙げると、ネガティブな情報とポジティブな情報と、その対象に対してどのような効果を与えるべきか、とかを検討した上で方法を選択するというようなことでありますし、別の例を挙げると、クライシスコミュニケーションのときに、不測の事態が発生したり、別のところから異なる情報が起こったときにどう対応するかとか、その対応する体制を組み立てるといのは戦略があつての話だと思います。対症的に戦術を積み上げるといのも、無論それも大事だとは思うのですが、もしこの専門委員会の中で議論ができる内容であれば、一度リスクコミュニケーション戦略といのはしっかりと議論できる場があつたらいいのではないかなという気がします。

なぜそう思うかという、先ほど大瀧委員がおっしゃったように、誤った情報を流される方というのはリテラシーが低いからそうなるというわけではなくて、明らかに明確なプロパガンダを持ってされている方のほうがむしろ多いからです。それを放置するわけにもいきませんので、かといって叩くわけにもいきませんというのだつたら、先に正しい情報をより多く流すのが手法になるはずで。あるいは情報の流れを事前に理解して、誤った情報を使いそうな方々に先にアプローチするということが必要になるでしょう。先にというのになると、それができる体制と準備と、もちろんその情報が流れるのをキャッチするモニタリングの機能というのがないといけないというのが明らかです。そういうのは戦略だと思いますので、そういう戦略と戦略に基づいた体制と方法が構築できれば大分効果的になるのではないかなと思うのです。

以上です。

○川西座長 はい、どうぞ。

○山本総務課長 大変示唆に富む御意見をいただいたというふうに思っております。この専門調査会の運営の中でそこら辺が重点的に議論ができますように、知恵を絞ってみたいと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○民野専門委員 すみません、めちゃくちゃ戦術的なお話でちょっと恐縮なのですが、先ほどから話題になっていますリスクアナリシスの講座なのですが、これDVD化して、例えばそれをお借りして自主的にそれを上映会とか、そんな形での利用というような形で使っていくというようなことなんかはできるのでしょうか。

○川西座長 事務局、いかがでしょうか。

○野口リスクコミュニケーション官 御意見ごもっともでございます、まさしく今東京でしかやっておりますので、これが地域の方とかに広げていけるようにということで、とりあえずホームページでは当日の資料とかをアップしております。また、講座の様子を録画しておりますので、それを DVD にまとめて、DVD といつかそれをまとめてネットで配信できるように今編集しておりますので、それが出来次第どンドンアップしていこうかなと思っております。

○民野専門委員 それを取り込んで、例えば自主的な形で利用させていただくということは可能でしょうか。

○野口リスクコミュニケーション官 そうですね、次の発展系なのかもしれませんが、それをベースに今度地域での集まりで使っていただくとか、そういった形もあるのだろうと思っております。

○民野専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ほかにございますでしょうか。

○山田専門委員 もう一つ具体的な案件で、6 ページの牛肉のプリオンの件なのですが、資料 3-4 はミスプリでしょうか。資料 3-4 では 17 年度となっておりますが資料 2 では 19 年度となっております。また、回答を得ていない 2 カ国の中国、韓国については回答が来次第と書いてありますが、もうここまで回答が来ない以上、今後も 2 カ国からは回答は来ないと考えた方が良くはないのでしょうか。それを放っておいていいのでしょうか。この問題については世間の関心とかなり温度差があると思っております。

○山本評価第二課長 おっしゃるとおりで、かなり時間が経っている。そうすると、既存の情報のところも陳腐化するところがあってリバイスが必要になってくるということなので、一定の節目のところはどうするかというのは考えていかないといけないかなと思っております。

○川西座長 はい。

○山本総務課長 御質問の最初のほうにお答えをさせていただきます。

資料により年度に齟齬があるということですが、資料の 3-4 は、企画等専門調査会において選定した年度として 17 年度としているのに対し、最終的にはこれを親委員会のほ

うに上げて決定するという事になっておりまして、こちらの資料にありますとおり 19 年度に決定されたということでございます。

○川西座長 ありがとうございます。それ以外に。

○鬼武専門委員 1つだけコメントしたいところで、16 ページのところの海外への情報発信のところでは、電子ジャーナル英語版をつくるということは、これは非常に重要な役割だというふうに思っています。2003 年から食品安全委員会ができて、同じように、ヨーロッパにあります EFSA とか、あとはオーストラリア、ニュージーランド、フランスとかも同じようなリスク評価機関として、国内だけでなく国際的にもいろいろな添加物の評価なり、いろいろな個別の化学物質の評価結果も出しておりますので、ぜひ積極的にこの部分についてはやっていただければというふうに思っております。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。それ以外何か御質問、御意見ございますか。

○大西専門委員 大西でございます。先ほど有路委員のほうからもお話があったのですが、リスクコミュニケーションの話のところでは1つ期待というか御質問も含めてさせていただきたいと思っております。

私、農水の FCP というリスクコミュニケーションのほうのメンバーにもならせていただいています。そちらでもさまざまな、いかに正しいネガティブ情報以外のポジティブ情報をメインにお伝えしていくか、いかに知らせるかというところで非常に苦労して、あの手この手という形で、企業面だけでなく一般の方に対してのアプローチも検討されているというふうに認識しております。

実際、今のお話を総括して私感じますところが、非常にハイレベルなところでのそういったネガティブな情報、ポジティブ情報を求められる方と、先ほど大瀧委員のほうにもございましたように、一般的な消費期限、賞味期限の差もよくわからないような方まで食品というものの自体が本当に広く使われるというか誰でもが食べるものということもありまして、求められる制度、深度が多岐にわたる中で、非常にいろいろなところで様々な情報発信がされているというふうに感じております。ぜひ先ほどありましたように、戦略的体制というのがとても重要だというふうにプライベートも企業人としても非常に感じております。この委員会の中で別途ということもあったのですが、もしかしたら別の分科会じゃないですけれども、そういったレベルでやるようなお話なのかなと思われました。イメージとしては、ぜひ、中間報告の中にもありましたように例えば、フェイスブック等ここにいけば必ず正しい情報がいち早くわかる。浅い情報でオーケーの方から、深い情報が知りたい方までが、そこに行けばきちっとネットでつながっていくとか、ある意味、今の旬な内容

が瞬時そこに行けばわかるようなアプリとか、ちょっと具体的かもしれないのですが、そういった、ここに行けば正しい情報が得られるというものが何か必要だと思います。受けて見に行けばわかるけどというんじゃなくて、もう少し工夫も必要、それも含めた戦略で包括的な活動は、特にこの食品安全委員の特色でもあると思いますので、ぜひそちらのほうの御検討も含めて審議いただければと思いました。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。そのほかございますか。

○高岡専門委員 高岡でございます。

食品というか、食品を殺菌するためのものです。例えばノロウイルスが今非常にはやっておりますけれども、大体どこでもノロウイルスは次亜を使って消毒するのが有効ですよということで、それをみんな実施しているのですが、実はあれは非常に取り扱いが難しく、手荒れを起こしたりですとか、あと匂いが残るといようなことで、いろいろなメーカーからいろいろな商品が今出ております。手にも優しいですとか、手荒れしないですとか、銀イオンを使っているやつですとか、ジェSPAとかいろいろな商品があるのですが、ところが、そうやった商品が本当にノロウイルスに効いているかどうかというのをメーカー発表だけであって、第三者機関が発表する場がないのですね。そういったものを、例えば、この食品安全委員会のホームページとかそういったところで、この商品は確実に効きましたとか、何かそういったような情報を出すようなものがないかな。どうしてもメーカー発表だけなものですから、本当に効いているのと、全然手荒れしないし、飲んでも大丈夫ですよというような商品がノロに効きますよという方もいらっしゃるわけですね。だから、本当なのかなというのを常に疑いながら商品を吟味しなくちゃいけないというのがありまして、食品に関してはいろいろなところで発表するところがあるのですけれども、なかなかその食器を殺菌するようなものに対して、ちゃんとした公的ところがトータル的に発表するというものがないものですから、何かそういったものというのは今後そういう発表ですとか、どうしてもメーカーの発表を出してしまいますと非常に難しいかもしれませんが、そういったものが何かできないのかなという要望ではあるのですけれども、その辺いかがでございましょうか。

○川西座長 事務局、いかがでしょうか。

○姫田事務局長 基本的には、そういうことはリスク管理機関の仕事だと思っております。現実には、ノロウイルスということで特化したものではないのですけれども、農林水産省のほうのホームページで、商品名は挙げられないので、こういうものという形での具体的なものを出しております。あと、場合によっては口蹄疫のときは、口蹄疫ウイルスに効く

やつということで、現実に商品名がわかるような形でもポジには出しておりますけども、効かないというのは政府は言いづらいので、こういうのが良く効くよというようなことでの発信というのは、それなりに農林水産省のほうでやっておりますので、また同じリスク管理機関である厚生労働省なんかもそういうことができるかなということを期待したいと思っております。それはまたそれぞれのリスク管理機関と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

**○石川専門委員** 日本医師会の石川でございますけれども、私どもは以前からやっているのですけれども、一昨年ぐらいからもう定期化しまして、健康食品の健康被害について、全医師会員に一応声かけはしているのですけれども、医療の現場で明らかに健康食品が影響したと思われるような健康被害について挙げていただくということをやっております。まだ十分に 16 万会員までには伝わっていないのですけれども、これは本格的にやりますと、相当数上がってくるんじゃないかと思えます。つい直近で行われました会合では、健康食品の害じゃないかというふうに上がってきたものについては 5 件ありまして、かなり有名な健康食品、テレビで宣伝しているような、そういう健康食品による影響もかなり怪しいという事象が出てきております。しかし、それをなかなか断定するのは難しく、これは私ども、管轄官庁の厚労省には、大変危ないものについては報告しているのですけれども、ここも食品安全委員会ですので、ぜひそれを報告して、活用していただきたいというふうに思っておりますし、私たちの、いわゆるそういう情報網ももっと広げて、ここに使っていただきたいというふうに考えております。ただ、そのときに、また、例えば健康食品というのは健康被害をなかなか断定しにくいのですけれども、ある調査で、例えば、表示されているミリ数、例えばコンドロイチンだとかそういったものですね、そういったものは表示の量より少なく含有している。ほとんど入っていないものもあります。表示の嘘といいますか、そういうものが発覚してしまして、これはもう調べていただいています。それは本当にひどいなと、ほとんど入っていないものから、記載のうちの 30% ぐらいしか入っていないものとか、そんなものもいっぱい散見するのですよね。これは明らかに消費者は被害を受けていると思うのです。健康被害じゃなくてもお金の被害ですね。それから、実際にはそういうことに頼ってかなり無駄をしているということもあると思うのですけれども、こういうものについて、やはり事務局のほうもいろいろと示唆をいただいて今後も進めていけば、2 兆円市場ですので、大変私たちとしては無駄になっているんじゃないかなと思っておりますので、ぜひそういうところにもこの委員会が追求できるような形になっていただければというふうに考えております。

**○川西座長** 今のご発言に対して何かコメントございますか。

**○姫田事務局長** まず 1 つは、危害情報ということであれば、まず、これらは厚生労働省、

農林水産省から私ども、それから座長のところ、それぞれ、特に私どもは海外からの危害情報について集めて、それぞれの機関にお互いに情報交換していること、それから、私どもの海外からの情報については、簡単に抄訳してホームページに載せさせていただいております。そういう意味では、そちらからいただいたのも多分、厚生労働省を通じて私どものほうにお互いに必要なものについて私どものほうに来ております。ですから、それぞれいろいろなところで危害情報が発生しますので、それはできる限りいろいろなところで集めて、それでリスク評価機関もリスク管理機関もあわせて1つの情報にしていけないと考えておりますし、そういうシステムに今現在なっております。

具体的に、例えば現実には何が過去にあったかという、最近ですと、アメリカでハワイなんかで健康被害を起こしているものについて、私どもの危害情報とほぼ同時に厚生労働省が拾っておりますけれども、厚生労働省に通報するとともに、厚生労働省のほうで販売の自粛をかけて、それを同じように私どものほうでホームページに載せさせていただいているというようなことで、実際にネット通販のものが、ほとんど全部その瞬間的につぶれているというような状態だと思えます。過去には、アマメシバという健康食品がありましたけれども、これは現実には台湾だけじゃなくて日本の愛知県でも2例ほどお亡くなりになった方と重大な健康被害を受けられた方があって、そのときは因果関係が明白じゃなかったのですけれども、まず予防原則に従って厚生労働省のほうで止めて、その後、厚生労働省はまず1回私どものほうに諮問したけれども、その前に予防原則で止めて、そして私どものほうで最終的にリスク評価して製造販売を止めさせたというようなことがございます。引き続き健康食品だけじゃないのですけれども、基本的な危害情報についてはできるだけ情報を広く早く収集して、かつ国民の被害が広がらないようにということを考えておりますし、そういうシステムを引き続きとっていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

**○川西座長** 石川委員のおっしゃった情報というのは非常に重要な情報で、関係機関がその情報を共有してどういう戦略でそれに対応したらいいのか、これはその問題問題に応じて、例えば私どもの研究所の場合は、例えば測定方法がない場合は、やはり我々が方法を確立して、それでそれぞれ監視をしているところにやっていただくみたいな話もありますし、また、共通的な問題の場合は、食品安全委員会ですまずその評価をしなくちゃならないということもございますし、いずれにしても、情報を規制側が共有して適切な戦略を練ることが重要と思えますし、とにかく情報を上げていただくというのは非常に貴重なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

**○姫田事務局長** プラスの話、もう一つ答えておりませんでしたけど、残念ながら足りないとか何とかというのは、経済的な行為の場合は、これは確実に、縦割りですみませんが、役所の常でございまして、消費者庁のお仕事になっておりますので、そういうものは多分

厚生労働省に上げていただいたら、厚生労働省から消費者庁に通報するということになるかと思いますが、そこは私どもそういう組織でございますので、すみません、御理解いただきたいと思います。

○川西座長 現実的な話で、ありがとうございます。藤原先生。

○藤原専門委員 同じ、先ほど石川先生がお話しされたように、実は今、いわゆるサプリメントだけでなく普通の食品にも医薬品とされている成分の入ったものが結構使われていると思うのです。例えば、一般的なものとしてはアロエという成分があるのですが、アロエなんかは、例えばヨーグルトに入ったりいろいろな部分に入って、食品ともして売られていますし、それからサプリメントとしてもいわゆる販売されている。アロエの果肉だとかいろいろなものがあると思うのですが、その主成分の医薬品というのはアロインという主成分がいろいろな下剤になったり、多少胃腸を働かせたりというのがあるのですが、現実に食品レベルではどれくらいのものをとったら薬効成分まで入るのかということまでまだ余り知らされていないような気がするのです。だから、そういう部分もぜひ考えていただければと思うのですが。

○川西座長 事務局のほうから何か今の御指摘についていかがですか。

○山本評価第二課長 まさに医薬品と食品の垣根でいろいろなことが起こり得るというケースで、厚生労働省が医薬品の、薬に当たる該当性、あるいは食品として適正な量というのは、我々が評価する上でも常に連携をとりながら今後も考えていきたいと思ひますし、先ほどの石川委員のお話にもありましたが、いろいろな事例があれば、それをぜひ提供いただければ、我々個別に活用させていただきたいと思ひます。

○川西座長 ほかに何かございますか。

○神村専門委員 神村でございます。

私も石川先生と同じ委員会に入っておりますけれども、そこでよく話されるのが、いろいろな知識について、あるいは健康食品などの評価、考え方について消費者の方々がころりとだまされる、そういうことのもう少し知識を持っていただきたいということがよく話されます。ただ、それにはやはりマーケティングの戦略に民間にとっても負けてしまう。一体どうしたらいいかということが常に問題があると思ひます。

例えば、この委員会のあり方の冒頭伺いましたけど、たとえ食品であっても至適用量、例えば食塩であっても大量にとれば有害なもの。ただ、必ず必要なもの、そういう考え方からすると、至適用量に関する食品としてとるべき量という、今のお話にありました、そ

れについての国民的な理解が非常に少なくなってきたのではないかと危惧しております。最近の私の体験した事例ですけれども、健康にいいからということでプルーンを幼児に毎日与えておられた。ところが、習慣的な下痢を来していらっしやいましたけれども、何でプルーンをとっていたのという、体にいいと思ったから。どういうふうにとということには全く、一步踏み込んでの考え方をせずに体にいい、そういうことで全部受け止めてしまうという、その知識にもう一步踏み込んで頑張らない、受け入れてしまうという風潮が多いのではないのかなと危惧しております。

**○川西座長** ありがとうございます。ちょっとこのところの意見は後のその他に持っていったほうがいいかなと思う部分がちょっとございますので、とりあえず中間報告に関して固有にコメントが追加的にございましたら今言っただいて、いかがですかね、特にないようでしたら、全般的に言うと、この中間報告については、やはりリスクコミュニケーション関連で、特に強調されたのはネガティブないろいろな情報に対してどういうふうに対応するか、ネガティブだけじゃありませんけど、ポジティブな情報ももっと流しましょうということを含めて、そういうことをもっとやったらということ。それに関しては、先ほど事務局のほうからおっしゃいましたように、また次の機会にでも、対応策を議論してみようということ。それ以外に、個別の問題に関して御指摘いただいた点は、事務局のほうでそれぞれ対応を考えていただいて、今後の運営に取り組んでいただきたいということで、本日のこの議題は終わらせていただきます。

次に、5 つ目の審議議題である平成 25 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について、これについて事務局から資料説明をお願いします。

**○山本総務課長** それでは、お手元の資料 3-1 から 3-5 までに基づき御説明いたします。まず、資料 3-1 をごらんいただければと思います。

自ら評価案件はどういうプロセスを経て決定していくのかというのをフローチャートでまとめたものでございます。

これにつきましては、この企画等専門調査会で前回 6 月に今後の進め方について御議論いただいたところでございまして、それに基づきまして、この夏場 8 月までにかけてまして一般の方、専門委員、あるいは食品安全モニターの方々から御提案を頂戴いたしております。いただいたものは本日お配りしております資料 3-5 の横長の大きな判にまとめさせております。本日は、その第 1 回絞り込みをお願いしております、特にどういう品目についてさらに詳細な情報収集をして、次回までに出して欲しい形で絞り込みをしていただいた後で、次回もう一度この案件につきまして御議論をいただきたいと考えております。

次回の企画等専門調査会の直後の食品安全委員会におきまして、審議の状況、取り扱い結果につきまして御報告をさせていただいて、ここでパブコメにかける案について審議をしていただきます。その後、原則として 30 日間、一般の方々のパブリックコメントを頂



戴して、3月末までに本件の取扱いについて決定をするという流れになってございます。

次に、資料3-2、対象候補の選定の考え方でございます。

これも、昨年の基準が非常にわかりづらいという御意見があったために、もう少し頭の整理がしやすい基準にしようということで、6月の企画等専門調査会で御議論をいただき、その後の食品安全委員会で決定した基準でございます。「次に掲げる案件のいずれかに該当するもの」として、1つは(1)健康被害の発生が確認されており、評価の実施の必要性が高いと判断されるもの、それから2つ目は、健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、評価の実施の必要性が高いと判断されるものを、特に評価の実施の優先度が高いものということで選定していただくことになっております。

資料3-3は、審議をする際にこういった事項を資料に盛り込むかということについて、同じく6月の会合で議論をして決めていただいております。1つは、評価要請の内容ということで要請形式、どういうルートでいただいた要請かということとその要請内容、2つ目は、事務局が収集した危害要因に関する情報、3つ目は、(1)から(6)までの事項につきまして審議の参考情報として事務局が記入いたしております。

資料3-4は、これまでに選定された案件の実施状況についてでございます。これまで10年間で11件選んでいただいておりますけれども、評価終了という形になっておりますのがこの4件でございます。初期の頃のBSE対策、食中毒原因微生物は評価終了になっております。この食中毒原因微生物というのは微生物ごとで見ると9案件ほどございますが、カンピロバクターにつきましては評価書を出すという形で終了しておりますが、残りの8案件は、最後の決め手となる知見が不十分で、評価という形には至っていないものの、国民に早く情報提供するという観点から、リスクプロファイルをまとめたという形で終了しております。

それから、20年度のデオキシニバレノール及びニバレノール21年度のトランス脂肪酸は評価終了でございます。

資料3-5でございます。こ提案数は大変数が多いございまして、全てを平たく議論していきますと、大変時間がかかります。そこで、私どもで重点的に議論していただきたいものと、それ以外を分けるため、指標A~Dに該当するものを事務局で便宜的に整理をさせていただいて、これに該当しないものについて主に時間をとって議論をお願いするものでございます。

指標のAは、「既に評価済みであったり、あるいは評価対象になっているもの」、それからBは、「適切なリスク管理措置がとられているもの」で、これにはリスク管理措置をとるために各省が検討しているものも含んでおります。これらは着手がされていますので、必要ならば、評価要請という形で受け取ることになるものでございます。それからCは、「御提案の内容が特定できないもの」。Dは、例えば表示が不適正であるといったような、食材そのものの安全性評価にかかわる問題とは異なるものでございます。A~Dに該当しないものとして便宜的に整理させていただいた12品目は最初の4枚目までに載せており

ますが、5 枚目以降につきましても、中には取り上げて議論したほうが良いというものがあるかもしれないので、御意見を頂戴できればと思います。

主に議論をお願いしたい 12 品目の内訳は、健康被害が発生「有」という整理をさせていただいているものが 4 件、それから健康被害発生のおそれ「有」とするものが 10 件、それから評価の技術的困難性が無いと私どもが考えておりますのが 2 件、こういう内訳になってございます。

後ほどこの大判のほうの資料で詳しく御説明させていただきますが、説明はいったんこ切らせていただきたいと思います。

**○川西座長** ありがとうございます。では、個別の案件について審議を行う前に、今事務局のほうから御説明いただいた記載事項について、説明の内容、それから記載事項について、この絞り込みの方針で何か御質問がございましたらお願いします。いずれにしても、個々の案件の審議は今ちょっと置いておいて、今までの方針というか、その説明に関する御質問ということに限らせていただきます。いかがでしょうか。

**○戸部専門委員** 今伺いすることかどうかわからないのですが、これまで 10 年間「自ら評価」というのをされてきて、その評価をされた件数というのが 11 件ということです。これについての評価というのでしょうか、実際の食品の被害の発生防止につながったものがどの程度あるのかとか、リスク管理のアクションに実際つながったものがどのくらいあるのか。少し今年度のところでどうこうということではないのですけれども、10 年経ったことですから、「自ら評価」のプロセスそのものの評価というのを一度してみる必要があると思いました。

**○川西座長** その点についていかがでしょうか。

**○山本総務課長** 大変重要な点を御指摘いただいたとっております。これにつきましては、次回に資料をお出しさせていただきたいとっております。

**○川西座長** ということよろしいですか。

それ以外に、よろしいですか、個別の案件に入って、12 件に絞ったということの個別の案件ということですが、よろしいですかね。

それでは、今回の案件候補について、それぞれより詳細な御説明をお願いします。

**○植木情報・勧告広報課長** 御説明いたします。A3 の大きな紙で御説明をしたいと思えます。

タイトルが「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」

でございますけれども、今、山本総務課長が申しあげましたように、これは便宜的に1番、対象として議論すべきと考えられるもの、2番として、そうでないものというふうにしてございますけれども、16ページを見ていきますと、全部で96件ございまして、これを個別に議論しますと時間がかかるものですから、とりあえず私どものほうで便宜的にA、B、C、Dというものに該当するものは2のリストに落して、それに該当しないものを最初の2枚のほうにまとめてございます。ですから、1のリストに載っかっていても、これは要らないねというものはどんどん落とせばいいと思っていますし、あるいは下の2のリストにあっても、例えば、もう評価済みであっても、これは大分前に評価したねとか、あるいはリスク管理措置が十分でないねというものはまた上に上げていただければよろしいかと思っております。

案件の募集のほうは、今年の夏にホームページあるいはウェブマガジン等でやってございます。回答は、①とございますが、食の安全ダイヤルと、食品安全モニター。私ども全国470名の食品安全モニターさんをお願いしてございますので、それらの方からの回答が約86でございまして、あとは専門委員の先生方から7つというように、大多数が食品安全モニターの方からの御提案でございました。

それから、全体としましては、見ていただければわかるかと思いますが、非常にさまざまな多様な分野から、日ごろ感じている不安とか懸念を出していただいたので、これを見ると、ある面で国民の皆様方が感じていることがわかるのかなとは思いつつ、他方、私どもの食品健康影響評価という観点からは、少しなじまないなというものもあったわけでございます。これはリスク評価というよりはリスク管理の問題ではないか、あるいは食べ方に関する問題ではないかというものもございました。リストの4番の危害要因、要請内容、危害要因に関する情報、ここは原則御提案いただいたものをそのまま書いてございます。

それでは、個別に簡単に御紹介いたします。まず1番でございますけれども、乳がん発生リスクと残留ホルモンによるエストロゲン曝露でございます。

要請内容でございますけれども、「米国において」と書いてございまして、「肥育ホルモン剤によって、高濃度に女性ホルモンが残留しているといわれる米国産牛肉の摂取が乳がん発生リスクを増加させているリスクの1つであると考えられる」ということでございまして、それで8番目、健康被害の発生のおそれの情報は、これは今の要請内容、あるいは6番にリスクの増加ということが書いてございますので、「有」というふうに書いてございます。

10番のリスク管理措置でございますけれども、ホルモン剤に関しましては、特に合成型ホルモン剤に関しましては、厚生労働省できちっと暫定基準を設けまして、輸入時に検査をしているということが書いてございます。農水省は、薬事法に基づいてきちっとホルモン剤の使用について制限をしているということが書いてございますし、13番は、私どもは、平成19年にファクトシート、ホルモン剤とはどういうものか、あるいはそれに関する規制とかの状況についての資料を取りまとめをしてホームページに載せているところ

でございます。

次が、2番の飲料水中のシリコンでございます、実はこれは、御提案をそのまま書いてございますので、シリコンというのが、いわゆるシリカ、SiO<sub>2</sub>ですね、これを指しているのか、あるいは熱に強いとかいう、シリコン樹脂をいつているのか、それもよくわかりません。情報はこれだけでございますので、この場で「自ら評価」の案件としていいのかどうかということをお議論いただければと思っております。

次が、裏側でございますけれども、3番目のベンゾピレンでございます。

ベンゾピレンで食品の回収でございますけれども、これは昨年11月、韓国でインスタントラーメンで回収騒ぎがあったということでございます。

ベンゾピレンそのものは有害物質でございますので、8番の健康被害発生のおそれということで「有」としてございます。

リスク管理措置としては、厚生労働省が通知を出してございますし、このベンゾピレンを含みます食品に含まれる多環芳香族炭化水素ということでファクトシートをホームページのほうに掲載してございます。

次が4番目でございますけれども、デカブロモジフェニルエーテルでございます、これはカーテンやファブリック製品に使用されるので、食品経由の摂取という御懸念でございます。

これについては、食品というよりも基本的には環境ということなのかなと考えてございます。

次の5番目がアクロレイン（アクリルアルデヒド）でございます、これも(6)のところ「調理者の油酔いの原因物質と考えられている」というふうに書いてございますけれども、食品に含まれていてどうこうのというよりも、ある面で環境汚染物質なのかなというふうに考えてございます。

次の6番目がクロムでございます、海外で規制されており、日本でもリスク評価を行う必要があるのではないかとございまして、サプリメントのクロムにつきましては、アメリカで健康被害が出てございまして、FDAが注意喚起をしております。

それから、私どもの健康影響評価につきましては、現在、清涼飲料水中のクロム、六価クロムでございますけれども、それを今審議中でございます。

今年6月にファクトシートを私どもはホームページに掲載してございます。

次のページへの7番でございますけれども、ノロウイルスでございます。

御承知のとおり、食中毒による被害といいますか、食中毒の患者が非常に多いのがノロでございます、平成24年度で約1万7,632名ということでございます。

実際、食中毒の患者さんがいらっしゃいますので、(7)健康被害の発生情報は「有」でございますし、おそれの情報も「有」というふうにしてございます。

これに関しましては、リスクプロファイルということで、健康影響評価まではいきませんが、その一手手前といいますか、情報を私どものほうで整理してございます。厚

生労働省も各種通達をいろいろ出しているところでございます。

次が 8 番でございますけど、これは *Campylobacter* でございます。

これも食中毒が多うございまして、平成 24 年の患者が 1,800 名ちょっとおられます。

それで、これは (9) のほうで食品健康影響評価を私どもでやっているのでございますけれども、それをもう一回ある面で精緻といいますか、もう一回やって、それをきちんと具体的な措置、規制まで反映させて患者数を減らすべきではないかと、そういうような内容でございます。

次の 9 番がかび毒の関係でシアノトキシンでございます。

これは、藍藻、これはシアノバクテリアでございますけど、それが生産する毒素の総称でございます、それについて「自ら評価」をやったらどうかという御提案でございます。

これにつきましては、厚生労働省が、「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取扱い」ということで通知を出してございます。

次へ参りまして裏面でございますけれども、10 番、プタキロサイドでございますけれども、これはワラビに含まれておりまして、我々が人が食べる場合にはあく抜きをしますので問題はないわけですが、家畜はそのまま食べますので、中毒を起こす、被害があるということでございます。

この物質自体は毒性があるので、(8) のほうは、健康被害発生のおそれの情報としては「有」というふうにつけてございます。

次に 11 番目が飽和脂肪酸でございます、食生活の中で飽和脂肪酸のとり過ぎは問題であるし、国際的にも、そういう事実がはっきりしていて対策がとられているので、日本も何とかすべきではないかということでございます。これについては、リスク評価というよりは、リスク管理といいますか、食べ方の問題なのかなというふうに考えてございます。

次が 12 番目でございます、サプリメントでございます、個々に個別に掲載するのではなく、一括して書かせていただいております。

サプリメントの場合には、同じ名前であってもメーカーによって作り方や成分が違うとか、いろいろな問題がございますので、なかなかすぐにリスク評価というのは難しいとは思ってございますが、御要望、御提案が多かったので、ここに掲載してございます。

それから、2 の表に掲載した理由である A、B、C、D の例等で若干申し上げますと、例えば 13 番のソルビン酸がございますけれども、これは実際に私どものほうで影響評価をしてございますので、それで「A」として 2 の表に記載してございます。

あとは、次の 14 番、タール系色素、これは食品衛生法で既存添加物リストに載っかってございますので、一定のリスク管理措置がとられるということで、一応「B」として 2 の表に整理してございます。

それから、8 ページをごらんいただきたいのですが、8 ページの 38 番でございますけれども、これは専門調査会の専門委員の先生から御提案でございますけれども、光遺伝毒性の MRL 残留基準の関係でございますけれども、これは特定の食品成分に関するというより

も、そういう、いわば食品横断的にこういうことを少し研究したらどうかということでご  
ざいますので、ちょっと今回は評価対象は特定できないという観点で「C」というふう  
にさせていただきます。

10 ページをごらんいただきますと、56 番、土壌の硝酸態窒素、これは食品じゃないと  
いう観点から、一応「D」というふうに整理をさせていただきますし、次の 57 番、  
カンピロバクターは先ほどもあったわけでございますけれども、これは専門委員の先生の  
御提案ではございますが、中身を見ますと、実際実態を調べたらどうかということでご  
ざいますので、これは一応 2 の表に整理してございます。

次が 11 ページでございますけれども、これも微生物・ウイルス専門調査会の専門委員  
の先生からの御提案でございますけれども、牛肉を主とする食肉牛の腸管出血性大腸菌に  
関しては既にリスク評価を行ってございます。御提案は食肉用牛肉を除くとされていま  
すが、一応評価対象が特定できないとして、2 の表に掲げてございます。

あと、一番最後のページ 16 ページ目の一番最後の 96 番目、いわゆる、にがりとご  
ざいますけれども、健康発生の被害の情報のおそれ「有」としてございますけれども、あく  
までも御参考でございますけれども、消費者庁の事故情報データベースがございまして、  
それに 1 件登録がございまして、それによりますと、5 年間にがり入り自然食を食してい  
て調子が悪くなったというような、そういう情報がございますけれども、ただ、それもに  
がりが原因かどうか因果関係はなかなかわからないという話でございまして、あとは 2 件  
ほど、2 つの機関で便秘治療用のにがりを入れて飲んでしまっていて、死亡とか心肺停止とか、  
そういう事件が最近起こったという事例が起きてございます。これなんかもリスク評価と  
いうよりは管理の問題なのかなと思ってございます。

個別の説明は以上でございます。

**○川西座長** ありがとうございます。自ら行う食品健康影響評価の案件候補についての審  
議ですけれども、私の司会進行もまずくて、あと残り 30 分というところなのですが、き  
ょうはいずれにしても最終的に 1 つに絞り込むということはしませんので、基本的には今  
事務局のほうで絞り込んだ 12 件、これに関して、どちらかというところ、この中で特にこれ  
は必要というご意見を、1 番から伺います。自ら評価対象として選定された課題は今まで  
で 11 件ですので、選定しても 1 件程度、大体そんな感じかなというところを頭にとめて  
いただいて、これから 1 番目から、これはぜひとも必要なんじゃないというような御意見  
があったら言っていただければと思います。まずは 1 つ目の発がん発生リスクと残留ホル  
モンによるエストロゲン曝露、これに関してはいかがでしょうか。

**○有路専門委員** すみません、これ過去の経緯でどうなってこれが選ばれたのか存じ上げ  
ませんが、今、論文をレビューをさせていただきましたが、これは大学の学生さんが書か  
れた論文が参考になっていると思うのですが、いわゆる科学論文としては学会誌論文とい

う水準ではありません。特に統計学的な検証については、科学性と論理性につながりがありません。一例をあげると、米国产の牛肉が最終的に乳がん発生リスクを増加させているとは要因を繋げるところの検証が、統計学的に明らかに結論できないので根拠にできません。もし、これを扱うとするのであれば、仮にエストラジオールがどれぐらいに影響するかという比較対象実験を独立的に行うぐらいにするべきではないかというふうに思います。

○川西座長 はい、どうぞ。

○鬼武専門委員 私のほうも今日たくさん言いたいことがあったのですが、資料は事前に姫田さんのほうに見ていただいたうえで、リスクプロファイルはうちの仕事だけじゃないと回答をいただいております、これは今後の課題として発言をします。やはり全体として見ると、去年もこういう選定をしたのですけれども、やはり個別の品目の今の状況が非常にわかりづらい。リスクプロファイル的なものをある程度毎年積み上げて作っておくと、その中で質問が出てきたときも回答されると思いますので、私1番目に書いてあるのは、それをやる必要だということを二、三ページぐらい書いておりますので、それは後で読んでいただくということで、リスクプロファイルがいかに作業をする上でも重要かということを再度認識していただくために書いたものでございます。

それで、1番目の乳がん発生の案件も、秋田大学の、これも専門委員の先生から出されていますが、その前そのものが北大のグループでやっているのですよね、たしか。北大のグループでやっていて、そのお医者さんのグループで結構アメリカ産のやつが危ないというやつが「週刊文春」に載ってましたよね、この件については弊会へも数度問い合わせが来たことがあって、その実験のデータの信憑性というか、そこも私ども非常にわからない部分があったので、そういう面では、どれぐらい食肉中のエストラジオールホルモンの量に差があるかというのは気にはなります。一方で、ここに書いてありますように、エストラジオール 17β と、それが乳がんは発生のリスクに直接の原因になるかどうか、これが難しいので、これを今回この問題をやると、多分また 10 年ぐらいこれずっとできない評価のほうに残ってしまうような気はしています。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。鬼武先生の資料を配布いただいておりますが、これ、事務局のほうで何かこれに対するコメントございますか。

○姫田事務局長 それぞれについてのコメントをするとすごく大変なので、全体的にコメントさせていただきますと、先ほども鬼武先生のほうからお話があったように、リスクプロファイルそのものは基本的にリスクアナリシスの初期的作業ですので、当然、リスク管理機関がやるということになっているのだけれども、もう一方でリスク評価機関もやると

コーデックスに書いてあって、みんなでやらないといけないということなので、一番最初の大事な仕事だと思っております。それは認識しております。ただ、すごく役人的なことを申し上げますと、これ全部やると、うちの組織全員でリスクプロファイルばかりやっていないといけないということになりかねないので、そこはそれぞれの組織、農林水産省なり厚生労働省なり食品安全委員会でそれぞれができるところまで重要性を優先度を考えながらリスクプロファイルをやっていきたいと考えております。これは、きょうの皆さん方の御意見、あるいは鬼武先生のせっかくまとめていただいた御意見についてしっかりやっていきたいなと思っておりますので、おろそかにするつもりは全くございませんが、全部やれと言われたら、とてもじゃないけどもたないということも御理解いただければと思っておりますので、ごもっとも御意見だと思っておりますので参考させていただきたいと思っております。

**○川西座長** ちょっと座長としても、これは本日この場で委員の皆様始めて目を通してご意見を伺うには非常に労作だと思いますので、今回の選定に関しては従来の方針で進めさせていただいて、今後また委員の皆様方にこれをごらんいただいて、こういう視点も必要だなということがあれば、後日の機会に議論させていただきたいと思っております。ということで、今日のところはこれは参考の御意見だということにとどめさせていただければというふうに思います。ありがとうございました。

**○大瀧専門委員** このエストロゲンの問題は、以前から消費者に出回っている話でありまして、消費者が聞いたら非常に不安になるのだと思います。つくば市でも 2009 年に講演会がありまして、牛乳の魔力ということで、クロワッサンはドクロワッサンだというような話がありました。実は、山梨大の先生だったのですね。話を聞く中で、実験データに不十分と思われる点があったので質問しましたら、そこを突かれると痛いという返事がありまして、仮説だけで話をしていらっしまったんじゃないかなと思った件です。ネガティブな情報といいますか、かなり消費者がこれで惑わされているんじゃないかなという感じはしております。

**○川西座長** ありがとうございます。今のところこれに対してポジティブな意見は出ていないようです。ポジティブ、ここで勇気ある方はいないようでしたら、これは候補から外すべきじゃないかなというふうには思いますが、どうでしょうか。いや、やはりという方がいましたら。では、きょうの議論としては、これは今回の選定の中からはとりあえず外すということにしたいと思っております。

2 番目、これはいかがでしょうか、飲料水中のシリコン。どっちかというところではポジティブな意見を求めます。いかがですか。

**○戸部専門委員** 2 番目のシリコンですけど、資料 3-2 の案件候補の選定基準を見ると



(1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要が高いと判断されること。(2) ということ、健康被害の発生のおそれがある場合ということなのですが、こちらの横長の資料の、シリコンについてみると、それは(7)と(8)に該当することなのかなと私思っているのですが、ここに何も書いてなくてここに上がってきているというのは、何か理由があるのかどうか。

○植木情報・勧告広報課長 事務局のほうからよろしいですか。まさに御指摘のとおりでございます。この1の表に掲げた12は、A、B、C、Dの観点から、下の2の表に下げようと思ったときに、下がらなかったということでございますので、基準に照らせば、健康被害に関する情報は今のところございませんので、「自ら評価」の案件は、次回再度議論しますけれども、そういう段階ではそういうことが考慮されて非常にプライオリティは下がっていくのだろうと思います。そういう面では、最初から落しておけよということであれば、そこは率直に次回からはそういうふうにしたいと思っております。

○川西座長 要するに、健康被害のおそれの情報は、特段にはないということですね。

○植木情報・勧告広報課長 私ども調べましたけどなかったものですから、むしろここで何かそういうのがあるということであれば教えていただければという、そういう気持ちも多少はあったのですけれども。

○川西座長 戸部委員の意見としては、この資料上にはひとつ矛盾があるとして、今の答弁ですと、恐らく事務局のほうは、健康被害発生のおそれの情報は無いというほうにむしろ入れるということのようですが、その上でこれを「自ら評価」の案件候補に入れたほうが良いという御意見ですか。

○戸部専門委員 いや、なので空欄だったので、その辺の判断のしようがなかったということなんです。

○川西座長 その上での判断としてこれを支持……

○戸部専門委員 先に言うということですね。

○川西座長 いや、ちょっとここで絞り込みというか、ある程度の絞り込みが必要なので、ポジティブにこれを取り上げようという意見があれば、残しておいて。本日最終的に絞るわけじゃありませんから。今回多分選べても、この中の1件選ぶかどうかということですので、本日の議論としてはどちらかということポジティブに意見が出たほうが、それを残し

ておいて次回に結論を出す、その中から次回選定というふうに私は思っているのですが、そういう意味でこれをやはり評価してほしいなということなのか。

○戸部専門委員 いえいえ、そういうわけではないんですけど。

○川西座長 わかりました。

○戸部専門委員 そういうわけではないのですが、要は、この資料 3-2 で基準というのがあるのに、それが使われないで健康被害の発生もそのおそれもないのに、ここに残っているというのが選定プロセスとしてどうなのか。

○川西座長 はい、どうぞ。

○山本専門委員 私もこれを見てそう思ったのですけれども、ちょっと「自ら評価」の案件の候補について要請があったとき、私も随分出さなくてはいけないのではないかとすごく悩んだのですけど。悩んで、周りの者にも、こういうのが来ているけど何かないかということで大分聞いたのですけれども、出せなかったのです。それで、やはり出さなくちゃいけないという思いで上がってきたということはないのでしょうか。それで、もしこのように1つずつ今ここで審議するよりも、もう一段階どこかで縮小……何と言うのでしょうか、選定したものを私方が選定するというわけにはいかないのでしょうか。

○川西座長 事務局、何かございますか。

○山本総務課長 健康被害情報のところで「有」「無」としておりますが、この部分は事務局が日々情報を集めている中で、確認がとれるもの、公的な機関で何がしかのソースがあるというものを「有」にしています。このような形で大部分の情報は取っているつもりでございますが、ただ、私たちが知らない情報を専門委員の中から提供できるものがあればということで掲載させていただいた次第でございます。基本的には、今回も12件ということで、私どもなりに絞った形で重点的な御議論をお願いしたいということをお願いしておりますので、ここで大まかな議論をいただいた後、次回も議論していただいて、最終的には親委員会のほうでもんで、いただくというプロセスになりますので、よろしくお願いたします。

○川西座長 私の理解では、この12件が絞った結果という理解なのですけどね。資料上で矛盾が多少生じているようですけども。

○山本専門委員 絞ったものにしては今言われたようにここが空欄になっているものから、私も同じように考えたわけです。ありがとうございます。

○川西座長 はい。

○鬼武専門委員 多分2番の案件は最初に説明したように、シリコンのことなのか、シリカのことなのか分からないので、危害要因に対する情報についても情報はなかったと事務局思われて書かれているのだと思うので、これは仕方ない。だから、それでもしなければ、それはリストから落したらいいと思うのですが、そういうものであれば、一旦上げておいてほしい。とは思いました。聞く側が何に対して懸念事項であるのかも聞けないので、モニターのほうに、何のことを言っているのですかと聞けないのだったらもう仕方ないですね、特定ができないですね。ということだというふうに思っているのですが。

○川西座長 恐らくこの中で、「飲料水中のシリコン」と書いてある中の、特定の対象に絞って評価が必要ということであれば、それに絞るということは恐らくあるのだろうなどは思いますけども、対象が余りにも広過ぎるのは確かで、これで安全性を評価してくださいと言っても、評価をする人たちが何を対象にしてよいか分からない、ということはあるのかなということなのだろうと思うのです。

○石川専門委員 事務局はやはりもっと整理したわかりやすい資料を出すべきだと僕は思っております。それで、もう時間がないので、どうしても大事な意見を言いたいのですけど、いいですか、後のほうなのですけども。

今回、感染症が随分出ていますよね、食中毒関連です。先ほど事務局の御説明では、ノロウイルス1万件とか、それからカンピロバクター2,000件とか言いましたが、これは知らない方もいるかもしれませんけど全数じゃないのですね、全数じゃない。届出のある食中毒の、要するに、何名以上発生というふうな形の件数です。ですから、私たち臨床をやっている人間から見ると、もっと数十倍、数百倍の数の日本人の中で起こっている現状があるので、私はこの「自ら評価」の中にこういうものが入ってくることというのは今まで自分では認識していなかったのですが、本当にやるのだったら、やはりこの食品安全委員会のほうで食中毒全般についてきちんとまとめて消費者にわかりやすく出すようなことを今年度やるという方向性を、きちんと大きな方向性を出すべきだと僕は思うのですよ。それは僕は厚労省のほうだとかそっちのほうだと思ったので、余りやらないのかなと思ったのですが、もしやるのだったらぜひやっていただいて、しかも、以前から厚労のほうでは言っているのですけれども、消費者にわかるような重大性について5段階評価で、これは五つ星ですとか、死ぬ方もいますとか、そういうわかりやすいことで皆さんに注意

喚起すると、クドアだったらあまり亡くならないので、わかりやすいですけども、一つ星とか、そういうふうな形でわかりやすくリスク評価をするのが僕はこの食品安全委員会の役目なんじゃないかなと思うので、それはぜひ、もし入れるのだったら、この食中毒の関係を「自ら評価」に入れていただきたいというのは言いたい。あと15分ぐらいしかない。

○川西座長 どれかに絞るということじゃなくて、食中毒一般ということですか。

○石川専門委員 もうこれ先ほどリスクプロファイルのことを随分お話ありますけれども、もう害があるというのはわかっているものばかりですよ。ですから、食品安全委員会では、今の日本における食中毒ということについては、わかっている事実だけでもきちんと消費者に対してまとめていただく。たしか私、これ一番最初に出たときに、鶏肉におけるカンピロバクターと間違った記述があったのですね。それは違うのですね。鶏肉の中のカンピロバクター、こういうことじゃなくて、鶏肉の表面だとかきちんとどうやってうつるのかということも含めて国民に食中毒について書くのはどうでしょうか。これは僕は一番いいんじゃないかなと思います。

○川西座長 今の御意見に対して事務局のほうから何か。

○姫田事務局長 今の御意見、かなり我々としては意識的には、例えば、ノロの場合は、食品というよりはどちらかというと実際のリスク管理上の課題だと思っていることがあります。それから、カンピロについても、今、基本的には、いわゆるそれぞれのリスク評価があったり、ここに書いてあるように、鶏肉中のカンピロバクターのリスク評価をやっているものがあります。ただ、基本的な厚労なり農水がこの後どうやってリスク管理をやっていくかということがあるのだと思うのですが、今の石川委員から御意見をいただいた、いわゆる微生物について、食中毒についてどう取り扱うということについては、少し私どものほうで検討させていただいて、次回に、例えば、今回はノロとかカンピロとか出てきたとおりで御提示させていただいておりますけれども、それをもし次回の御議論に乗るような形で少し整理させていただいて、それでまた御議論いただいてどうするかということを考えていただければと思いますので、ちょっとお時間いただければと思います。

○川西座長 はい。

○有路専門委員 石川先生と全く同じ意見でして、食中毒、感染型のほうが圧倒的に食品リスクの中では大きいのが実情ですし、特にカンピロバクターの問題というのはわかっているけれども、意外と野放しという実情ですから、これを正確に把握するということはきちっとやるべきではないかと思います。実際、例えば、なかなか徹底が難しいのかもしれない。

れませんが、料理屋さんで生の鶏肉を出されるケースというのは後を絶たない。これでどれだけの事故が発生しているかもまだわからないということもありますし、あとカンピロバクターに限りませんけれども、そのあたりに重篤な健康被害、例えばギランバレー症候群とかまでに至るケースももちろんあるわけですので、ここをリスク評価するというだけではなくて、いわゆるリスク管理上どうするかというところも含めての「自ら評価」というふうになると非常にいい取組になるのではないかとこのように思います。

○川西座長 ありがとうございます。この中でノロとカンピロバクター、この2つはいずれにしても残して継続ということで、今お二人の先生から御意見があったことも含めて次回また議論するというにさせていただいて、それ以外はどうかということで進めさせていただきたいと思うのですが、いいですかね。

次に、シリコンはちょっと宙に浮いていますが、ベンゾピレン、これはいかがでしょうか。今お二人の先生から食中毒菌のほうが重要じゃないかという御発言がありましたけど。

○鬼武専門委員 4 ページのところに書いてありますけど、ベンゾピレンは農水省のリスク管理機関のほうで少し、対象食品でどんなものに含まれているかという調査もされていますし、あと加熱とかでもできますけれども、これが今大きなリスクというふうには私は考えていません。ポジティブでなく、落とすほうで考えては如何でしょうか。

○川西座長 わかりました。ちょっとこれはやったほうがいいのかという御意見ございますか。特段に……。

○石川専門委員 先ほど食中毒のことを言いましたけれども、12 番のこれは先ほど私もちょっと言いましたように、食品安全モニター、一般消費者の方から情報提供が出ているわけなのですけれども、これ……

○川西座長 先生、ちょっと上からさっと整理させていただいて、すみません、司会の不手際でスピードが遅くて。まだ残しておいたほうがいいのかという御意見は特にはないですか。多環芳香系化合物の一般的な評価というのは比較的されているということで、ベンゾピレンに絞ってということだろうと思いますから、特に支持がないというふうにここではそうさせていただきます。

次に4番目、デカブロモジフェニルエーテル、これも化学物質ですけど、これはいかがでしょうか。

○鬼武専門委員 ちょっといろいろ調べたのですが、本物質についてやはり全然生産とか製品のとか情報が余りにも少な過ぎるので、残して何を調査するのかというのが私はわか

らなかったのです。難しいと思います。

○川西座長 ネガティブ。

○鬼武専門委員 すみません、私からするとそのように判断します。

○川西座長 いや、結構です。これポジティブに、やはりこれはという情報を聞いているぞとか、私の周辺ではこういうことが重要……このものに関してという、委員の中で何か特に押す方ございますか。

ないということで、今のところ整理させていただいて、次にアクロレイン、これはいかがでしょうか。

○鬼武専門委員 ただ、先生のところ、国立医薬品食品研究所にデータがあるというふうに書かれてあるのですけど。

○川西座長 こういうデータがあるのと、こういう対象で取り上げるべきだというのはまたちょっと意味合いが違うと思うのですけどね。

○鬼武専門委員 これもちょっと情報が少な過ぎると思います。

○川西座長 これも特に強く支持をする声はないという扱いにさせていただいて、次にクロムはいかがでしょうか。

これも特にこれを取り上げようという御意見はなかったということにさせていただければと思います。

次に、ノロとカンピロバクターですか、先ほどの御意見もございますし、次回に継続してどういう扱いにするかということは議論させていただくとして、次にシアノトキシン、これはいかがでしょうか。魚介類の毒ということなのですが。

○有路専門委員 ネガティブな意見になりますけど、貝毒系のものというのは日本で取り扱われていないのは、記憶喪失性貝毒についての扱いが十分に記載されていない部分がありますけど、麻痺性貝毒に関しては徹底的にやっている感がありますので、これを今さらという気がすごくします。

○川西座長 どっちかというとならネガティブ、どっちかじゃなくて明らかにネガティブ。ほかに何かこれをポジティブに、個別の事故ではこういうのをとても大切な話なのだろうと思うけど、こういう評価に取り上げるということに関してはということですね。

○戸部専門委員 この今、健康被害の情報があるということなので、これがどの程度あるのかというデータが知りたいです。すでに規制があるということなので、その中でなおかつものすごくたくさん起きているのであれば何らかのアクションが必要なのもかもしれないかなというふうに思いました。

○川西座長 わかりました。今のご意見で、次回まで残しておくことにします。次回それを、そういう意見をどうやって取り上げていくかということをもたこれに関しては議論させていただくということにさせていただきます。

次に、プタキロサイド、これはいかがでしょうか。かび毒、自然毒系統ですが。

○迫専門委員 すみません、ネガティブな意見です。もともとこれは長い食歴のある食品でございます。先ほど動物がそれを食べて、それでの蓄積による影響があるのではないかとのことでしたが、動物は基本的に毒の有無というものをかなり認識していると聞いておりますので、ワラビの部分だけは残して草は食べるというふうなこともあるようでございます。そういう意味では、これを残す必要性というものは現在の食歴の中ではないのではないかと。あえて言うのであれば、灰汁抜き等の作業を知らない世代が今後いるとすれば、それに対しての情報提供は必要かもしれませんが、それ以外のものは要らないのではないかと思います。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。じゃ、今回の「自ら評価」という対象からは外すということの御意見だろうと思えますけど、とはいえという御意見ありますか。

ないようでしたら、次に、飽和脂肪酸。

○鬼武専門委員 一応ネガティブじゃなくて、これはポジティブにしてください、というか、残してみてください。というのは、今日本の中で、先ほどから国内外の動きとして食品中のトランス脂肪酸に対して産業界とかで減ってはきています。その置き替えとして、飽和脂肪酸がどれぐらい摂取されているかというのが、関係がちょっとわからないので、残してほしいと考えています。農水省のホームページでもトランス脂肪酸を減らすときには、飽和脂肪酸が現状を維持したうえでの措置というふうな書き方があって、それが今回のトランス脂肪酸との関係で飽和脂肪酸の摂取量がどのようにかわってきているのかよくわからないし、あと栄養学的なリスクアセスメント自体が食品安全委員会のほうで余りこれまで積極的にやっていなかったもので、これはポジティブにとりあえず残してくださいというふうに意見として思います。

以上です。

○川西座長 はい。次回まで残しておくとしめます。どうも雰囲気としては、最終まで残せという感じでもないような気がしますけど。

○鬼武専門委員 はい、そうです。

○川西座長 ちょっと対象が広過ぎるという気が私しないでもありませんけど、一応そういう御意見があったということで、次までにこれは残しておくということにさせていただいて、次に12番、サプリメント。石川先生、先ほど。

○石川専門委員 皆さんの中で選んでいただければいいと、これとさっきの食中毒のほうと。というふうに僕はそういうふうに思いますけど。

○川西座長 だから、残しておくというご意見ですね。

○石川専門委員 はい、残しておくということですね。

○川西座長 本当に申しわけありません。時間が押し迫ってしまって。

では、一応まとめさせていただきますと、今回の審議で継続、次回まで一応残しておくということでいけば、シリコンがちょっと中途半端になりましたが、まだ結構残っていますので、一応これ特にポジティブにおっしゃる先生もいなかったようですので外すこととします。ノロウイルスと Campylobacter、これは先ほどの問題を含めて次回議論するというので整理していただく。あとシアノトキシン、これは特に「自ら評価」というよりは何らか情報提供みたいな、例えば、ファクトシート作成みたいなことをやってもいいんじゃないかというような御意見かなと私は理解しましたが。あと、飽和脂肪酸、サプリメント、これに関しては対象等を限定する必要があるけれど、まだ残しておいて議論したらということかと思いますが、それでいかがでしょうか。

○鬼武専門委員 あと1分だけ。私は落したやつで2つだけ気になることがあります。

1つは、添加物の総合評価ということで、食品安全委員会でもこれまで食品添加物と農薬についての複合影響調査って調査事業としてはやっていますが、一方で、EUが2013年度に新しく多数の化学物質に関する組み合わせられた曝露についてのそういう仕組みについてレポートも出ていますので、したがって最新の知見として関心があるということがあります。それが1つ。

それから、先ほど言いました事務局から出されました38番の光遺伝毒性のやつについては、抗菌剤のニューキノロン剤については食品安全委員会の個別の評価の中でそういう



問題が取り上げられているということと、それから私いつだったか覚えていないのですが、今年の薬事・食品衛生審議会/薬事分科会/動物医薬品等部会で光遺伝毒性の問題が取り上げられて、そちらの審議でも、光遺伝毒性の問題は評価手法のほうになるので、そこでやればいいから、これは全く落としていいのではないのでしょうか。ただし、委員の先生から案件候補として出ているので、一応コメントしておきます。

以上です。

○川西座長 今回の鬼武委員のコメントに対して、事務局のほうから何かございますか。光毒性のほうはそういう御意見ということですけども。

○山本総務課長 1点目のご意見につきましては、資料を整理させていただいて、議論ができるようにさせていただきます。

○鬼武専門委員 余りネガティブなことばかりコメントすることは気が引けますが、ポジティブな案件を探してみたのですが、関連した事項としてコメントしました。

○川西座長 はい、藤原委員。

○藤原専門委員 12番のいわゆる健康食品というかサプリメントについては、今出ている内容だけでいいのかどうかということもちょっと確認していただきたいと思うのですが。

○姫田事務局長 サプリメントですけれども、多分、先生方は今の座長のほうから絞り込んでおっしゃったのですけれども、絞り込む場合は、いわゆる食品添加物やそういうもののような毒性評価、すなわち、薬物動態から毒性評価から遺伝毒性、生殖毒性、発生毒性をやらないといけないので、多分、それを食品安全委員会の「自ら評価」でやったら、私どもの予算はパンクすると思います。むしろ国民的に言うと、サプリメントというものについてのリスク評価書ということじゃなくて、考え方なり、いわゆるリスクプロファイルをたくさんつくれとおっしゃるのであれば、大きな作業にはなるとは思いますけれども、可能性はあると思うのですが。企業申請もの、トクホの制度の中で企業が申請してくれれば、我々はきちっとリスク評価できますけれども、申請してくれなかったら数億円かかるのを私どものほうでやるというのはちょっと不可能だと思っております。

○川西座長 これ、私が余りいうのはよくないのですけれど、問題意識としてこういうことがあるということで、次回のときにそういう点も含めて、どういう切り口があるのかなということの議論を次回時間をとって行う、と私自身は理解しているんですけども。そんなところでよろしいですかね。サプリメントの中でも具体的に何？という話になるとまた

少し方法は出てくるかもしれないと思うので、とりあえず残しておくということにさせていただきます。

それ以外に次回に向けて何か言っておきたいということはいかがでしょうか。

それでしたら、本日の審議は終了としたいと思いますが、事務局のほうから何か連絡事項等々ございますか。

**○山本総務課長** 次回の企画等専門調査会でございますが、平成 26 年度食品安全委員会運営計画、それから本日御議論いただいたものの 2 回目絞り込み作業、さらに、リスクコミュニケーションや緊急時対応訓練の結果を踏まえた訓練計画について御審議をいただくということで準備を進めさせていただければと思っております。日程は、1 月または 2 月の開催を予定しておりますが、後日、事務局から御連絡をさせていただきます。

**○川西座長** それでは、進行役の勝手際もございまして大変慌ただしい審議となったことをお詫びします。

今日はありがとうございます。